

平成 23 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 23 年 6 月 28 日 開会

平成 23 年 7 月 5 日 閉会



高 森 町 議 会

6月28日(火)

(第1日)

## 平成23年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成23年6月28日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

3番 興梠 壽一君

4番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
6月28日（火）	本会議	議案審議
6月29日（水）	休 会	
6月30日（木）	〃	
7月 1日（金）	〃	
7月 2日（土）	〃	
7月 3日（日）	〃	
7月 4日（月）	本会議	一般質問
7月 5日（火）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 同意第 3号 高森町固定資産評価員の選任について

日程第 7 同意第 4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 8 議案第30号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

- 日程第 9 議案第 3 1 号 高森町に副町長を置かない条例の制定について  
 日程第 1 0 議案第 3 2 号 高森町長の給与の特例に関する条例の制定について  
 日程第 1 1 議案第 3 3 号 高森町暴力団排除条例の制定について  
 日程第 1 2 議案第 3 4 号 高森町税条例の一部改正について  
 日程第 1 3 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度高森町一般会計補正予算について  
 日程第 1 4 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について  
 日程第 1 5 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度高森町介護保険特別会計補正予算について  
 日程第 1 6 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第 1 7 議案第 3 9 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について  
 日程第 1 8 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君  |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 1 0 番 後藤英範君

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (1 9 名)

- |           |       |            |       |
|-----------|-------|------------|-------|
| 町 長       | 草村大成君 | 総務課長       | 村上源喜君 |
| 住民福祉課長    | 色見隆夫君 | 税務課長       | 古澤建生君 |
| 産業観光課長    | 橋本和則君 | 産業観光課審議員   | 甲斐敏文君 |
| 建設課長      | 廣木富八君 | 会計課長       | 杉田則秋君 |
| 教育委員会事務局長 | 後藤正三君 | 総務課長補佐     | 佐藤武文君 |
| 住民福祉課長補佐  | 岩下公治君 | 住民福祉課長補佐   | 阿部恭二君 |
| 税務課長補佐    | 色見継治君 | 産業観光課長補佐   | 岩田秋広君 |
| 建設課長補佐    | 安方含君  | 高森東保育園園長代理 | 熊谷優子君 |

色見保育園園長代理 瀬井 類子 君 総務課総務係長 沼田 勝之 君  
総務課財政係長 岩下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古庄 良一 君 議会事務局庶務係長 松本 満夫 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。ご紹介いただきました草村でございます。

本日ここに、平成23年第2回高森町議会定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ご多忙中にも関わらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、議会定例会の開会にあたりまして、これから4年間にわたります町政運営に対する私の所信の一端を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は、去る4月24日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支持をいただき、これから4年間、町政を担わせていただくことになりました。この場をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。

今後は、町長として職責の重さを常に身に感じながら、町民の皆様との選挙のときにお約束した対話を基本として町政に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、私が町長選挙に立候補を決意しました際に、私が町政を担当することになったときには、高森町をどのようにしたいのかということをお網羅しました「草村大成の政策集」というものを皆様に見ていただきました。その結果として、多くの町民の皆様にご支持をいただいたと思っております。これから4年間、町政を進めていく中で、私が「草村大成の政策集」でお示しした政策を基本としながら、皆様のお子ども、お孫さんの時代まで誇れる高森町を築いていきたいと考えております。

この誇れる高森町づくりのため、私は6つの挑戦をそれぞれの戦略をもって進めてまいります。

1つ目の大きい項目の挑戦となります観光立町を実現するためのまちづくりでございます。このために住民と観光客の交流を通じて、私たち高森町民が誇りとする自然、歴史、文化等々を活かした観光に取り組むため、住民と行政及び関連する団体が一体となって、農林業まで幅広く経済効果をもたらす総合産業としてつくり育てる観光立町の実現に向けた、内容が濃い観光に関する条例を整備し、人を受け入れる体制づくりを進めるとともに、基本的な観光客の目標数などを設定し、そのために必要な取組みを進めていくことにいたします。

1つ目の大きな挑戦の観光立町を実現するためのまちづくりを詳細に分けさせていただきます。

その1つとして、魅力ある観光地の形成に取り組みます。高森町にはご存じのように、皆様も誇られる最高の水資源、そして恵みである温泉、豊かな自然環境、私たちの先祖から受け継がれてきた伝統文化や文化財などの観光資源がたくさんございます。併せて、高森町には非常に優れた農産物もあるわけであります。また、中心市街地の商店街を魅力ある形にして、活気がある、そして訪れた皆様、町民の皆様を要は誰もが歩きたくなるような商店街にするため、中心市街地の整備強化を含め、これらの活用方法を検討するための協議会、または審議会を設置いたします。この協議会、審議会に関しましては、実践型、充て職をなるべく少なくして、外部からの今までにない登用や、広く女性の登用も考えられますが、観光に対する住民の意見を集約するとともに、観光客のニーズに応えるための意見も非常に貴重な意見として積極的に取り入れてまいります。

1つ目の挑戦の中で、細かく分けさせていただきます2つ目として、観光事業の競争力強化と観光振興のための人材育成に取り組みます。行政と民間の観光事業者及び各種団体との連携を促進するとともに、ブランド品の開発、販売の販路の確立などにも取り組みます。また、高森町保有の文化、歴史等の魅力を引き出せる人材を育成するために、仮称、例えばの名前ではありますが、高森観光協定、高森観光検定の取組みを行います。

3つ目として、国際観光の振興に取り組みます。東日本大震災の影響から、一時期に比較して減少したとはいえ、それまでのアジアを中心とした観光客の増加には目を見張るものがありました。このように、外国人観光客の受入体制を確立するために、インターネット、パンフレット、案内看板等々の外国語表記を促進し、町や観光関連団体の語学研修をはじめとする人材育成や外国語に精通した人材のネットワーク構築を促進いたします。

4つ目としては、観光旅行者を増加させる環境整備についての施策を定めます。旅行者の入込み増加のためには、インターネットやマスコミを通じて、正確でタイムリーな情報の発信こそが最大の効果を上げる最短の方法であり、そのために民間の観光事業者及び関連団体と密着した連携のもとに、観光情報の収集と共有化を促進いたします。また、観光の意義を町民の皆様に理解してもらわなければなりません。理解してもらうために、町民に対する観光広報活動を積極的に行いながら、町と観光関係団体、この2つが連携し、観光情報の発信を促進いたします。また、おもて

なしの心、一番大事なおもてなしの心でお客さまをお迎えし、細部にわたる、要は小さな心遣いができる、やさしい高森町をアピールするために、観光事業者に対して、仮称、例えではありますが、おもてなし講座の開設や、ボランティアガイドの育成を支援してまいります。そのほかにも必要な取組みを行い、観光立町を実現するためのまちづくりを実現していく所存でございます。

観光立町を実現するためのまちづくりの中で、私が思うことは、攻める観光、打って出る観光ということを考えております。とにかく情報を出しまくる、それによって観光客を増やし、訪れた人との交流が生まれると信じております。そうなれば、おもてなしが必要になってくる、そのように思っております。また、今、私が述べたことをトータル的に考えて、私は最初は行政主導がいいと思っております。多少強引でも、お客さまが増えれば、嫌でも動かなくてはならない、そういうふうになれば、そこから先は各人それぞれのやり方で、産業として成り立つように、皆様に頑張っていただきたいと考えております。

また、選挙期間中に申し上げてまいりました食鳥最終処理施設の関係につきましても、最初に述べましたように、最高の水資源、恵みである温泉、豊かな自然環境の維持を掲げています私といたしましては、快く受け入れられるものではございません。隣接する自治体との共存という意味からもそのように考えております。

2つ目の大きな挑戦、住民とともに行財政改革を実現するまちづくりでございます。このためには住民が自ら地域のあり方を自己決定できる形づくりが必要であります。つまり、住民が行政運営に参加できる機関を設ける条例が必要と考えております。そのようなことから、仮称ではありますが、高森町まちづくり条例の制定を検討しながら、必要な取組みを進めてまいります。

2つ目の大きな挑戦の住民とともに行財政改革を実現するまちづくりを詳細に分けさせていただきます。

1つ目は、行財政改革を促進するということであります。まずは、職員の自主性を発揮できる職場環境をつくる必要があると考えております。また、今後特に必要となるのは、専門知識や資格をもった職員の登用ということでございます。特殊な専門知識は、今後の改革にとりましても業務の新しいシステムづくりには欠かせないものとなります。そういったことから、組織の見直しを含めまして、一定の雇用期間を定めて、例えば3年とか5年とか雇用する、任期付職員の登用を考えております。これは専門的能力をもった職員を育てるといったことから実施したいと考えております。



各種委員の選任については、いわゆる先ほども申しあげましたように、充て職型から実動型を重視するとともに、女性の選任も促進いたします。

2つ目は、情報公開を積極的に進めます。熊本県内市町村の情報公開ランキング2009年度で39位でございます。これを私の任期中にトップ10入りを目指します。このためには、高森町情報公開条例の見直しを行うとともに、すべての入札方法の見直しを積極的に行います。例えば、土木事業に関しましては、この6月の初旬より、熊本県におきまして大幅なクラス分けが実施されました。そういったことから、本町におきましても、当然見直しが必要になっています。現在、その作業を進めているところでございますが、地場産業の育成ということも踏まえまして、公平・公正ということから、今後さらに検討を重ね加えていきたいと考えております。

町長交際費の公開につきましては、5月から広報たかもりを利用して、既に実施をしているところでございます。交際費につきましては、情報の公開の中でも最も積極的に公開するべきことであると思っております。このことにつきましては、今後とも私自身、積極的に取り組むテーマの一つだと考えております。

3つ目は、住民提案型の促進と民間視点を取り入れます。これは先ほど述べました高森町まちづくり条例とも大変に密接に関係いたしますが、自治とは自ら治めるの字のごとく、行財政運営に対して住民提案を導入し、まちづくりに活用するものであります。

4つ目は、現場主義の行動を率先いたします。町長と住民の皆様との対話を積極的に行うための機会を積極的に設けることにより、真に住民の皆様のお声が行政に活かされるまちづくりを促進いたします。このほかにも必要な取り組みを行い、住民とともに行財政改革を実現するまちづくりを現実のものとしていく所存でございます。

3つ目の大きな挑戦として、農業に親しむまちづくりでございます。このためには、高森町の基幹産業である農林業の振興を図るため、必要で大事な取り組みを優先的に進めてまいります。

3つ目の大きな挑戦である、農業に親しむまちづくりを細かい項目で説明させていただきます。

1つ目は、魅力ある安定した農業、林業を目指します。町や農業委員会、農協、畜協、森林組合などの連携を、特に横の連携を強化促進するとともに、私が選挙で挙げてました農林業の専門職員を育成し、農林業関係団体と連携のもとで、生産か

ら販売まで、本当の形で農家、林業家を支援できる形づくりを検討いたします。

2つ目は、環境にやさしい薬草農園の誘致を積極的に進め、自然環境を維持しながら、耕作放棄地の解消、山間部の活性化を図ります。また、高森町にとっては、大変大きな問題であり、収入のダウンにつながる有害鳥獣の農作物の被害対策として、出没件数の大幅な減少が実証されているシステムを高森町としても検証し、高森町に合ったシステムの構築を図ることといたします。

3つ目は、農に親しめる高森町を目指します。農に親しめる高森町をキャッチフレーズとして、体験農園や町民農園の新たな開設を支援し、子どもや学校、観光客の方々に、農に親しむ機会を町として提供できる環境設備を促進いたします。

また、生産調整の名のもとに、かすんだ感のあります、いわゆる稲作で始まりました日本農業の基本といえる米など、今だからこそ見直されるべき作物があります。例えば、米のブランド化などは、今まで高森町が目指してこなかった宝の再発見ではないかと考えております。これから基本的な農業作物を見直し、誠に必要な取組みとは何かを、今一度、再度検証し、農業者自身も農に親しむまちづくり、農業に親しむまちづくりを実現していく所存でございます。

4つ目の大きな挑戦といたしまして、思いやりの教育によるまちづくりでございます。このためには、子どもを育てる環境づくり、そして子どもが育つ環境づくりに取り組んでまいります。

4つ目の大きな挑戦の思いやりの教育によるまちづくりを細かく項目で分けさせていただきます。

1つ目は、子どもの心を育む高森町を目指します。安心・安全な教育環境づくりを促進するとともに、文化施設である図書館の設置を目指します。環境学習プログラムとして、緑の学校ファームを促進し、例えば自分たちで育てた食材を使い、食育を促進するなどにも活用する所存でございます。

細かい項目の2つ目といたしまして、子育てで住みたくなる高森町を目指します。子育ての支援策としては、給食費や保育料など、子育て全般の保護者負担の軽減を検討するなど、支援策の拡充をさらに目指します。新入学児童の入学祝いにつきましては、選挙の「草村大成政策集」で明記しておりましたとおり、子どもの自主性や考えを尊重するとともに、入学準備に幅広く使用できるよう、従来行われていましたランドセル支給は廃止し、代わりに入学祝い金を支給するよう検討をいたします。これは重複になりますが、子どもの自主性や考えを尊重すると、選択権を与えるということでございます。

3つ目は、子どもたちの学力向上、健全育成を促進いたします。将来の高森町の大事な大事な宝である、そしてこの高森町を担う子どもを育てるために、教職員の補充を行う学習サポーター制の促進と、さらなる充実、情報通信技術の活用を促進するとともに、郷土に誇りをもつことのできる子どもたちを育み、郷土高森町の歴史を知る教育の導入を促進し、幅広い知識の向上を推進いたします。このほかにも必要な取組みを行い、思いやりの教育によるまちづくりを実現していく所存でございます。

大きい5つ目の挑戦といたしまして、お年寄りが憩えるまちづくりを上げさせていただきます。このためには、お年寄りが安心して安全に暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

5つ目の大きな挑戦のお年寄りが憩えるまちづくりを細かい項目で説明させていただきます。

その1つ目といたしまして、老後も安心して住むことができる高森町を目指します。交通の面での弱者といわれるお年寄りの利便性を向上させる、利用者の意見を取り入れるシステムを導入し、町民バスのルート、時間などを再検討していただき、見直しを行います。

また、将来における医療費や各種保険料の増加を抑えるためにも、先行投資として保健師の増員を行い、特に無医地区である草部、野尻地区の高齢者の方などへの家庭訪問による健康指導が充実するように検討し、進めます。併せて、医師会の協力のもと、地域医療の核である病院や医院の誘致を積極的に進め、町民の受診環境がさらに向上する取組みを進めます。

細かい項目の2つ目といたしまして、高齢者、障害者支援のさらなる充実を促進いたします。従来、77歳、88歳、100歳の方々に支給されていた敬老祝金制度を改正し、70歳以上の高齢者の方全員に毎年、敬老祝金を支給できるよう取り組みます。

この度、70歳以上の方に年額3,000円を支給することをご提案させていただきました。これは敬老の気持ちと生きがい対策の両面性をもつものでございます。基本的には、敬老会の会場において支給させていただきたいと考えています。

敬老会において、高齢者の方々が集い、情報を交換することが、いろいろな意味で精神や体にいい影響をもたらすと思われまます。今年は630万円ほど増加となりますが、来年度以降は今年より減少する傾向でございます。財源は、私の給与の減額分や副町長を置かないということから、生み出される財源で賄いたいと考えて

おります。

障害者の社会参加を増進するために、就労支援について、関連団体と連携し、情報発信やネットワークづくりの調査研究に取り組みます。このほかにも安心・安全を基本として、一人一人が健康で生き生きと暮らすことのできる必要な取り組みを行い、お年寄りが憩えるまちづくりを実現していく所存でございます。

大きな挑戦の6つ目といたしまして、健康とスポーツによるまちづくりを挙げさせていただきます。健康とスポーツの関連は、そして関係は、皆様もご存じのとおり、心の健康、身体の健康とともに、スポーツ活動は大きく影響しており、スポーツ活動の増進は将来の医療費に大きく影響してくることから、スポーツによるまちづくりに取り組んでまいります。

6つ目の大きな挑戦である健康とスポーツによるまちづくりを細かく項目で説明させていただきます。

1つ目は、子どもから高齢者までのスポーツによるまちづくりを検討、実施いたします。子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツを実現するために、総合型地域スポーツクラブのさらなる促進を図るとともに、小・中学校におけるスポーツ活動の支援をさらに積極的に行い、新たな視点で現存する施設等の環境整備を再検討いたします。

細かい項目の2つ目といたしまして、合宿の町高森、環境を活かした町おこしを促進いたします。スポーツ合宿は、地元商業や農業に大きな経済効果をもたらすとともに、子どもたちがスポーツ選手の真剣さを直接見ることができる、直接感じることができる、スポーツ教育の基礎になると考えております。

将来、各種目のスポーツ選手などが合宿に訪れるような高森町にするため、体育協会等々と連携をし、受入体制の構築などを再検討し、合宿に適した環境づくりを促進いたします。このほかにも必要な取り組みを行い、健康とスポーツによるまちづくりを実現していく所存でございます。

先ほど申し上げましたが、高森町は何といたしても環境がいいということです。冬場は少し辛いかもしれませんが、この環境を活かさない手はないというふうに考えております。例えば、プロ野球のキャンプで潤う宮崎県は、経済効果を約110億円と見積もっているわけです。例えばその10分の1でも10億円、極端なことをいえば100分1でも1億円の経済効果が見込めます。さらに、最も大事な我々が高森町の宝である子どもたちがスポーツ選手を間近に見ることによって、スポーツの基礎を築くということにもなります。このためには、先ほども申し上げました

が、体育協会等々、各種団体との連携や宿泊施設との連携などが大切、そして必要でございますが、経済効果を考えれば、私自身は一大産業にもなり得るのではないかというふうに考えております。

今、私が冒頭より申し上げました大きい6つの挑戦を基本といたしまして、私草村大成の町政に取り組んでまいります。具体的な行程などはこれからとなりますが、一つ一つ心を込めて、着実に意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上、私が今後4年間、町政運営を行っていく所存の一端を述べさせていただきましたが、やはり限られた財源の中で、あれもこれもではなく、真に町民の、住民の皆様が、求められておられる施策がどれなのかと、しっかり意見を集約し、実施していきたいと考えております。

私が選挙中にずっと申し上げておりました誇れる高森町、将来の私たちの子ども、住民の皆様のお子さん、お孫さんの時代に誇れる高森町にするためには、私の経験のすべてを注ぐことは当然ではございますが、職員全員の英知を集約してまちづくりを進めてまいる所存でございます。

このほかの必要な施策につきましても、議会の皆様とご相談を申し上げながら、着実に、そして臨機応変に、私か最も大事とするスピード感をもって取り組まなければならないと考えております。

いずれにしても、私一人でなし得ることではございません。町民の皆様、議会議員の皆様をはじめ、各関連団体、そして関係者の皆様のご協力があってこそ実現できるものであります。何卒、真摯に全力で真面目に、着実に取り組んでまいる所存でございます。どうか皆様のご協力を賜りますことを強くお願いを申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

なお、今回の議会定例会には、議案10件、同意2件、諮問2件、報告1件をご提案いたしております。議員皆様各位におかれましては、ご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

時間が少々長くなりましたが、私の所信表明と、また今日のご審議のお願いと代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ここで、本年5月16日付けで、職員の異動が行われておりますので、自己紹介をお願いいたします。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

総務課課長の村上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 住民福祉課課長、色見隆夫です。どうぞよろしく申し上げます。

○総務課長補佐（佐藤武文君） 総務課課長補佐の佐藤武文でございます。よろしく申し上げます。

○総務係長（沼田勝之君） おはようございます。

総務課総務係長の沼田勝之です。何卒よろしくお願ひいたします。

○財政係長（岩下 徹君） 総務課財政係長の岩下徹です。よろしく申し上げます。

○住民福祉課長補佐（阿部恭二君） おはようございます。

住民福祉課課長補佐の阿部恭二です。よろしく申し上げます。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

産業観光課課長の橋本和則です。よろしくお願ひいたします。

○産業観光課長補佐（岩田秋広君） おはようございます。

産業観光課課長補佐の岩田秋広と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

建設課課長の廣木富八です。よろしくお願ひ申し上げます。

○建設課長補佐（安方 含君） おはようございます。

建設課建設課長補佐の安方含です。よろしくお願ひいたします。

○税務課長（古澤建生君） おはようございます。

税務課課長の古澤建生です。よろしくお願ひいたします。

○税務課長補佐（色見継治君） おはようございます。

税務課課長補佐の色見継治です。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（古庄良一君） 議会事務局長の古庄良一と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成23年第2回高森町議会定例会を開会します。

なお、10番 後藤英範君からは、入院のため、欠席届がっておりますので報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 興柁壽一君、4番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成23年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月28日から7月5日までの8日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から7月5日までの8日間と決定しました。

-----○-----

## 日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 報告第1号で報告させていただきます繰越明許費に係る繰越計算書の内容について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

平成22年度から繰り越しております各種事業につきましては、全体で11の事業につきまして2億3,955万9,000円となっております。

内訳としましては、昨年11月に創設されました地域活性化交付金によりますきめ細かな対策事業関係と光をそそぐ対策事業関係で、合わせまして9つの事業を繰り越しております。

また、継続的に行っております町道根子岳観光線の整備事業としまして1億66

2万2,000円、さらに色見地区の新たな住宅地における共同アンテナ整備事業としまして3,045万円となっておりますが、本事業につきましては、既に完了いたしております。

その他各事業の繰越内容は、繰越明許費繰越計算書に記載のとおりであります。現在、各事業とも早期の事業完了を目指して推進しているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 本件につきましては、報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

#### 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回推薦いたします佐藤徹氏は、1期3年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただいておりますが、現在の任期が本年9月30日をもって満了するため、改めて法務大臣に推薦するものでございます。

同氏は、人格見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護の理解のある方であり、人権擁護委員として適任者でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を拝聴する必要があるため諮問するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒速やかにご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。



これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第5、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

今回推薦いたします藤岡ミキ氏は、1期3年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただいておりますが、現在の任期が本年9月30日をもって満了するため、改めて法務大臣に推薦するものです。

同氏は、人格見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方であり、人権擁護委員として適任者でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を拝聴する必要があるため諮問するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 同意第3号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第6、同意第3号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号の高森町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、本年5月16日付けで行いました人事異動に伴い、新たに税務課長となりました古澤建生君を高森町固定資産評価員に選任するものです。

固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、高森町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 7 同意第 4 号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第 7、同意第 4 号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第 4 号の高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、本年 5 月 16 日付けで行いました人事異動に伴い、新たに総務課長となりました村上源喜君を高森町職員懲戒審査委員会委員に選任するものです。

懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程第 17 条第 5 項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 4 号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 30 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第 8、議案第 30 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第 30 号でご提案申し上げました熊本県市町村総合

事務組合同規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

今回の一部変更の内容は、球磨郡公立多良木病院組合と玉名市立玉東町病院組合がそれぞれ球磨郡公立多良木病院企業団及び公立玉名中央病院企業団へ名称を変更したことによる組合同規約の一部変更であります。

なお、この一部変更議案は、県下格市町村、同文議案となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを採決します。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

10分間休憩に入りたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい。では、休憩に入ります。11時10分から再開したいと思っております。

-----○-----

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第31号 高森町に副町長を置かない条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第31号、高森町に副町長を置かない条例の制

定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第31号の高森町に副町長を置かない条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第161条第1項では、町長の補助機関として副町長の設置を原則としておりますが、同項但し書きにより、任期中または当分置く意思がない場合は、置かない条例を制定する必要があるため、この条例の制定を提案するものがあります。

よろしくご審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

なぜ、副町長を置かないのですか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） お答えいたします。

なぜ、副町長を置かないのですかという質疑に関しまして、まずは財源の問題です。4年間で約4,500万円必要となります。例えば、その財源は地域の優れたアイデアに対する地域づくり補助金という形でもいいということ、さらにそれこそが私が考える地域づくりの一つの事例ではないかというふうに思います。

また、今言った経費以外でも、自らが考える地域づくりの経費に使えるというふうに思っております。

そして、肝心の、なぜ置かないのですかということに関しまして、私も政策集、先ほどから所信表明の中で申し上げておりました政策集の中でも、職員一丸となって取り組むことで、副町長を置く必要性はないというふうに判断をいたしております。

もし、私のサポーター、補助として専門知識を必要とするならば、例えば熊本県から出向させる、あるいは専門的な知識をもった任期付職員を一定期間採用する、先ほども申し上げたとおりでございます。そのことが可能であるということであります。

私は、むしろ専門的な職員を置くことの方が、副町長を置かないデメリットより、メリットの方がまさるといふふうに考えております。そういった観点から、副町長

を置かないものとしたわけでございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

言われたことは理解できました。最後の質問になりますが、阿蘇郡市の中で副町長を置かないのはどこですか。また、副町長を置かない場合、どのようなメリットがありますか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員にお答えいたします。

阿蘇郡市の中で副町長を置いてないのは、南小国町、小国町、産山村、高森町となっております。

また、メリットに関しましては、先ほども申し上げたとおりでございますが、報酬と経費等を含めまして、4年間で約4,500万円のお金ができるということがあります。

また、今、メリットに関してのご質問、質疑でしたが、私が就任いたしまして約2カ月経ちました。副町長を置かない期間が、やがて2カ月近く経つわけでございます。その中の行政としての手続き等々に関しまして、副町長がいた場合のとき、いないこの2カ月間の対比につきましては、私よりも実際私のもとで働かされている職員の皆様が一番評価ができる、また比べることが、比較ができるのではないかと、いうふうに考えております。できれば、私に対しての質疑ではございますが、その他職員、課長補佐、皆来ておりますので、その実際の、いる場合といない場合、メリット・デメリット、まだ短い期間ではありますが、どんな感じですかということ、私の口から申し上げるべきではなく、例えば課長の皆様、お見えになられております。特に総務課長もいらっしゃいますので、是非とも私の方からもお願いいたしまして、総務課長の方にでも、その実際の現場での形はお答えしていただきたいというふうに思います。

私に対しての質疑は、要は阿蘇郡市の中で副町長を置かないのは、先ほど申し上げましたとおり、南小国町、小国町、産山村、高森町、高森町は当然、今回議会の皆様の可決があった場合でございます。

さらに、メリットは、先ほど言いましたように、私は財源の問題、お金の問題が一番だと思っております。

現場の住民の皆様には迷惑がかからない、住民がマイナスにならないかどうか、また職員がしっかり仕事ができるかの環境、その比較対象に関しましては、私よりも、

現実私のもとで働いている職員の方がよく理解しているというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） ただいま町長の方から、職員として1月余りですけれども、草村町長のもとで仕事をさせていただきました。確かに、以前、副町長がおられた場合と違いまして、なかなか仕事はその分ハードでございます。総務課長としての職に限って申し上げます。ただ、町長が求められている今の財源的な部分、そのへんも含めますけれども、やはり私たちに真の高森町の政策集団になれということでの、そういった副町長を置かないというご判断もあったかと思えます。私たちとしては、精一杯、そういった真の政策集団となって、住民サービスの向上させることが私たちの役目でございますので、精一杯努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番でございます。

町長にお尋ねでございますが、先ほど町長の1番議員さんに対する答弁の中で、財源の確保ということを申されました。大変有難いことであると考えております。なぜならば、先ほども所信表明の中で申されております生きがづくり、敬老祝金、いろいろ等々に使わせていただきたいと。それはなぜ有難いかと申しますと、本年3月11日の東北大震災、これに伴う財源というものが、今後地方にどれだけ流れてくるのか、そこらあたりを含めて考えてみますと、本当にその財源確保という意味合いにおいては、非常に価値のある財源になるのではなかろうかと考えております。その気持を4年間、全うしていただきたいなというふうに考えておるわけでございます。

今、1番議員さんの答弁の中で、極端なことと申されました、県の方から出向をさせてでもというような発言があっております。特に専門的な知識のあるという、それも結構なことだと思いますけれども、具体的にどのような考えをもった中での発言なのか、その点を町長にお尋ねをいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員の質疑にお答えいたします。

具体的な、先ほど私が言いました熊本県から出向させるというのは、専門知識を必要とするならばという前提がありますが、私がなぜ専門知識が、副町長を置かず

に、専門知識が必要になった場合というふうなことを、あえて申し上げたことに関しまして、私がやはり専門知識がどうしても必要、これは先ほど9番議員がおっしゃいました、本来であればここにいる私と一緒にやっていただく職員の皆さんの知恵や力をお借りしてやっていく、このことが基本でございます。その上でやはり私も熊本県の、例えば先日、大麦若葉、漢方の会社の調印式に参加いたしました。そのときに、仮に私の横に副町長がいた場合でも、非常にこの産業育成に関しまして、高度な内容があるお話を調印の前後で、お互いの市町村及び会社と行ったわけであり、その中で、どうしても専門的な人材、これがもし私の横に、その調印式前後のときに副町長がいたとしても、これはなかなか難しい問題じゃなかろうかということも先日体験をさせていただきました。その体験がすべてではございませんが、やはり今後、高森町が基幹産業である農業を中心として、私が挙げる観光立町、観光と農業と環境は一緒でございます。これは3つが一体となって初めてできることというふうに認識いたしております。その一次産業の特に農業に関しましては、現在の日本のこの国のシステム、そして関連団体等々、いろいろ農業関係ございますが、私はやはり今までこの4月に就任する前は一住民でございました。その中で、どうしても専門的な知識をもつ人間、職員がスタッフが必要じゃなかろうかということも思った、私が発言した背景の一つでございます。と同時に、私は、今日ここにいらっしゃる先輩の議員さんたち以上に、行政の経験が少ないわけでございます。その中で私が一つだけ経験があることは、民間の経験が17年間、自分で会社を経営いたしてきました。その中で私は代表者だったわけでございますが、私の右腕、左腕となる職員がいたときに、やはり事務的なこと以外で非常に専門的なレベルの仕事をこなして、そしてそれでその事業をなし得るためには、どうしてもその専門的な知識をもった人間が必要で、その人間を立てたときの方が事業がうまくいった経験が多数ございます。その上で私は専門的な人間が必要だという判断もその一つであります。また、本来、自分たちでやらなければいけない、これが先ほども言いましたように、基本ではございますが、専門的な人間がいることによって、専門的な知識をもっていない職員の向上にもつながる。まして、私が言ったように、任期限定であれば、その間に高森町のこの優秀な職員が非常に専門的なレベルのことを覚える機会、そしてそれがまた新しい形となって住民のサービスにつながる、そういった趣旨がありまして、ご発言をさせていただきました。最初に、冒頭から専門職を置くと何も言ってるわけではございません。先ほど9番議員からお褒めの言葉をいただきましたが、やはり本来であれば、生み出した財源はしっかり地域のため、



そして東日本に今後国の通しが行われるということも踏まえましても、地域のための地域の自主性づくりに使いたい、そういうふうに使っているのが基本でございます。また、そのことをなし得るためには、今いるメンバーでしっかりやっていくことが私の基本であります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。どうもありがとうございます。

私は、県の出向という考え、これは賛成でございます。なぜならば、県とのパイプの一つはなるというのがあるわけです。そういう中で専門的なのという限定がございます。しかしながら、その限定がありますけれども、県の職員の出向になりますと、その専門職とのパイプがつながれております。そういう部分を引用という言葉はいけませんけれども、引き合いに出しますならば、まあ県の出向あたりも時と場合では必要性もあるというふうに考えております。これについては、今後、町政の中で、町長がどのような主体性、先ほどからずっと所信表明を述べられましたけれども、その中で具体的にどういう形でやりたいという中で、相談したいなという部分があれば、まあ自ずと県の出向あたりも必要性があるのではなかろうか。それはなぜならば、このような高森町の疲弊した状況下の中で、観光立町にしたいという思惑があるならば、特にそういう部分に徹底して取り組まなければ、今の高森町7,000を切り6,000台になってきたというのが現実です。そういう中で本当にやる気をもって取り組むということでありますならば、財源云々も必要性があるというときには、必要不可欠ではなかろうかというふうに考えております。そこらへんの取組みを今一度出していただければ有難いかなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ありがとうございます。

今、ご質疑の中で9番議員がおっしゃいましたとおりでございます。やはりこのパイプの必要性、そしてもちろん私は先ほどから述べているとおり、この財源の確保ということに関しましては、非常に大事であると、これがもっともである。その中で、やはりこれから先、疲弊した、疲弊を感じている高森町、人口がおっしゃったとおり、減っていつてる高森町に関しまして、そのときそのときで効果的な判断ができる、そのときはやはり熊本県の方から出向させるということも、私は必要であるというふうに思っております。また、必要不可欠であるというふうに思ってお

ります。今後やはり、先ほど所信表明の中で述べましたように、私一人ではできません。先輩方の英知をお借りし、ときにはその熊本県からの出向、これを考えなければいけない、それはすなわちすべてにおいて住民のサービスが向上する、住民生活が向上するための一つの手段としては不可欠というふうに判断をいたしております。

○議長（田上更生君） そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第32号 高森町長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第32号、高森町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第32号の高森町長の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案も、議案第31号と同様で、町長の町行政に対する基本姿勢の一つであります町長の給与等を削減するということを実行するために必要な特例を定める条例でございます。

この条例案の提案に先立ちまして、特別職報酬等審議会に諮問し、委員の皆様からも半減することについて心配される意見をいただきましたが、最終的には町長の信念としてご理解をいただいたところでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） 8番 甲斐です。

今回の提案で、町長は、当分の間というふうにごうたっております。1期4年

と解釈していいものでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、8番議員の質疑に対してお答えを申し上げます。

当分の間とはどういうことかということの質問だと思っております。私は、まず当分の間といたしておりますが、私は自分自身に合った給料、例えますと、私と同年齢の職員の給料から踏み出したいということを考えて、このことを政策集に挙げさせていただきました。まだ1年目でもございます、そのようなことも給料半減の理由の一つでもあります。政策集で述べてましたように、いい仕事をして、それに見合う収入を町のために得ることができるようになりましたら、そこまでが当分の間でありまして、それなりしか仕事をしなければ、給料が上がらないのも仕方がないということを政策集の中では挙げさせていただきました。その中で、この私の政策集の中で、町長報酬については、特別職報酬等審議会で審議をしていただくと、そしてそれを条例の制定をし、議会に提案し、承認がなければできないというふうに書いてあります。私は、私の気概といたしましては、今、8番議員がおっしゃったように、私は自分自身はまだまだ1年、2年、3年では、そんな私自身が評価できる、されるべき結果が果たして残せるか、もちろん残すために全力で毎日取り組みはいたしますが、私の気持ちとして、自分の気概として選挙中、公約を私の任期中はと、この当選して任期はやりますと、私は行いたいですと。しかしながら、その中で報酬等審議会のこの大事な審議、そして議会の承認に関しましては、私自身もこれは通らなければいけない道なんだということを認識して発言をいたしておりました。その中で、先日、報酬等審議会に諮問いたしました答申として、このような文書で通知をいただきました。非常に有難いお言葉で、公約の実行は草村町長の町政運営への強い決意の表れであり、非常に尊い志と思いますが、首長という社会的立場からの出費が多額になることは明らかでありますので、実施の期間を任期中と確定されることなく、早期に本来の給与を受けられますように希望いたしますということを答申をいただきました。その中で、やはり私の気概はずっと持ち続けます。しかしながら、やはり何度も何度もこの1回の報酬等審議会ではなく、実際、私がこれから町政を運営していく中で、再度、2度目、3度目、4度目、5度目、ずっと報酬等審議会で審議をしていただく、そして議会にも承認をいただき、その中でもまた新しい意見というのは、何も私は絶対これで通しますよと、上がろうが下がろうが、成績が上がろうが下がろうが、これで1回言うたら通しますというような恐ろしい意味合いで私は言ったわけではございません。私は、自分の真義とし

て、せめてこの1期中は、私はこういう信念でやりたいという自分の希望を申し上げました。ということで、やはり報酬等審議会のせっかくのこの答申に関しまして、むげに私が、せっかく答申をいただきましたが、これに関しましては、私はまず考えることもいたしませんということはいません。このような答申をいただいたということは、やはり真摯に受け止めながら、そして議会の皆さんの意見も集約していきながら、しかしながら、やはり私の公約、信念でございます。私は、自分の任期中は、このままやっていきたい、半額を認めていただけるならばやっていきたいという気概は認めていただきたい。その上で、皆様の審議会の新しい、次に出る答申、また議会でいろいろ語られる議会からの要望等にも耳を傾けながら対応していきたいというふうに思います。私の真義が揺らぐことはないということをお前提にいたしましても、やはり選挙中、私がずっと言っていました、人の話に耳をちゃんと傾ける、皆さんの話を聞くということに関しましても、何もいきなり断るのではなく、私の信念はこうです、おわかりください、お諮りくださいという、私の思いをもちましたので、報酬等審議会で任期中と確定されることなくことを希望しますということでしたので、当分の間ということを入れていただきました。

○議長（田上更生君） 8番 甲斐正一君。

○8番（甲斐正一君） はい、わかりました。

報酬等審議会に何度となくかけて、またやるというような姿勢でございます。我々、町長と議会というものは、車の両輪のごとく前進していかなければならないわけでございます。町長がそうであればですね、議会議員としても少しは考えなくてはならないというような気もしております。対岸の火事を見るだけではなく、やっぱり私たちが町民福祉の向上のためであれば、いろんな面で考慮しながらやっていくのが筋じゃなかろうかというふうに思っておりますので、この案件は総務委員会に付託されるというふうに思います。どうぞ総務委員会の皆さんで一生懸命いろんなやっていただきましてですね、そしてやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田です。

今、8番議員さんの方から、町長に対して話がありましたように、私も大体同じような話でございますが、特別職報酬等審議会に諮問されたということで、有難い言葉を受けたということでございます。しかしながら、町長もですね、一生懸命、

今後1年か2年か見た上で、私たち議員も一生懸命、仕事の内容なり、町長と一緒にこういう問題は取り組んでいかななくてはならないと思っております。その中においてですね、審議会の中において、町長の給与半減ということについて、審議員さんの中から質問、また意見などなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 6番議員さんにお答えいたします。

報酬等審議会につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、ここに答申書を持ってきておりますが、それでちょっと読み替えさせていただきたいと思っております。半減ということを経済委員さんたちもご存じでしたので、いろんな意見はございましたが、直接的な内容については、会議の内容は控えさせていただきたいと思っておりますが、この意見書に集約されておりますので、そういうことでお願いしたいと思います。

まず、現行の給料額ですね、それについては、自治体の首長にふさわしい額であると全会一致で判断するというのが1点でございます。次に、なお公約の実行は草村町長の町政運営への強い決意の表れであり、非常尊い志と思っておりますが、首長という社会的立場からの出費が多額になることは明らかでありますので、実施の期間を任期中と確定されることなく、早期に本来の給与を受けられますよう希望しますということが最後に述べられております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

町長はですね、公約公約と申されますが、町長としてですね、様々な場面で出費があり、大変であると思われまして。それでも半減するのはなぜですか。また、それでまた何でそれを補うのですか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員の質疑にお答えいたします。

まず、なぜそれでも半減すると言われるかということに関しましてですが、やはりこれは私の選挙期間中の住民の皆様とのお約束というふうに私自身は強く思っております。それが1点です。

2つ目に、何で補うのか。確かに、先ほどより8番議員、6番議員の皆様から、私のやる気は認めるが、しっかり考えて、いろんな方の意見を集約して、また話し合いをしなければいけないという質疑もお答えもいただきましたが、やはり確かに

出費はかなりなものになるのではないかなということも素直に認めます。実際、私が就任して2カ月経ちましたが、私は政治をやるために、この選挙に立候補して、今ここに立って答弁をしているわけであります。お願い事をいろんな方にするに至って、実際問題にじゃあ割り勘でお願いしますとかいうふうには、なかなかならない場面も多々ございます。また、話が終わったからといって、はい、今日はこれで失礼します、また会いましょうというわけにもいかない場面も多々ございます。ですので、私は交際費を幅広く使わせていただきたいという、これは私の考えではございますが、そういうふうに思っております。広報に情報公開、これも私は選挙公約で上げております大事なことだということで、ということで先ほど所信表明の中で述べましたが、高森広報に5月から少しずつ掲載いたしております。やはり私が交際費を先ほどより使わせていただきたいということを述べましたこと背景には、だからこそ透明にしなければいけない、だからこそ開示しなければいけないというふうに思っているわけであります。

また、後で一般会計、補正の中で企業等立地対策費という項目を実は設けております。これは企業のみならず、研究機関その他のもの、また進出や誘致といったことをですね、総合的に行うことを目的にして設置したものであります。そして、その中でですね、食糧費とその経費を補正予算ということでお願いを後でするわけでございます。必要な予算を組ませていただき、給与半減の中から捻出し、使い道を明らかにする、そういったことを私は考えております。足りない分は、そうやって補いたい、そのためにはやはりすべてを透明化にしなければいけない。そのためには、自らが透明化に向かって一歩、二歩、そして三歩、十歩、百歩と動かなければいけないというふうに思っております。

私がここに計算をしております、私の半減分での削減額といたしましては、約4年間で3,300万円ほどの削減となります。先ほどの一つ前の副町長を置かないのが約4,500万円、これで約8,000万円近いお金ができるわけです。もうその分から執行された分も若干ありますが、それを引いても7,000数百万円の削減となり、それがまた違う形で使われることになる、そういうふうなことも改めて、この席上でありますが、ご説明させていただきたいと思っております。

1番議員が質問された、なぜそうなのかということは、選挙中の住民との約束、そしてどこで補うのかということは、先ほど申し上げましたとおり、まずは自らが交際費等々をしっかりと透明化し、その中で議会に提案させていただき、進出や誘致だけではなく、もっと幅広い使い方をさせていただけないかということをお願いを

今後していきたいというふうに思っております。その大前提には、すべてがオープンであるということが大前提であるということでお答えとさせていただきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第33号 高森町暴力団排除条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第33号、高森町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第33号でご提案申し上げました高森町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県では、県民生活や経済社会に多大な脅威と不安を与え続けている暴力団の排除を目指した熊本県暴力団排除条例を制定し、一部を除き本年4月1日から施行されております。

しかしながら、対等な自治体である県内の各市町村の事務に関して、県条例で規定することができないとの判断から、各市町村条例の制定を依頼されているところであります。

また、本町において、この条例を制定することは、町内における暴力団の排除に係る自主的、積極的取組みの根拠になるとともに、その姿勢を町民の皆様にも明確に示すこととなり、暴力団排除活動の促進と不当行為等の介入の抑止につながるることとなります。

以上のことから、熊本県及び県内各市町村が暴力団排除のための条例を制定し、連携した対策と最大限の効果を上げるため、この条例の制定を提案するものです。

よろしくご審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第34号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第34号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 古澤建生君。

○税務課長（古澤建生君） 議案第34号で提案いたしました高森町税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災に見舞われました方々への税の軽減でございます。

内容につきましては、附則に第22条、それから第23条、第24条を追加するものでございます。

第22条につきましては、東日本大震災に関わる雑損控除額等の特例であります。今回の震災によりまして、住宅や家財などに被害を受けられた方々につきまして、既に申告をしている方、それから申告をしていないかに関わらず、平成22年分の申告として雑損控除が適用されることとなります。既に申告を終わっている方につきましては、税の還付を受けるというふうなことになります。

雑損控除といいますのは、住宅や家財などの損失額から、保険金等で補てんされた分を除いた額でございます。申告の結果、所得額より雑損控除額が多い場合は、翌年度から5年間繰越しができることとなります。

次に、第23条につきましては、同じく住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございますが、家を新築したり、増改築をして、住宅ローン控除を受けている住宅が、今回の震災によりまして家が崩壊したり、流失してしまっても、住宅ローンの期間が残っていれば、家はなくても住宅ローン控除の残っている期間は控除が受けられることとなります。



次に、第24条につきましては、固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等でございますが、今回の震災によりまして、居住していた住宅が崩壊したり、流失したりした場合、その宅地につきましては、固定資産税の軽減を受けていたときには、家がなくてもその市町村長に申告することにより、平成33年度まで固定資産税の軽減が受けられることとなります。

今回の震災によりまして被災されました方が高森町に転入されて来られた場合、平成23年度の課税権はありませんが、税務署や被災された市町村と連絡を取り合って、相談に応じていかなければなりません。また、このほかにも国税や県税等におきましても、税の軽減、免除が行われるようになっております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 議案第35号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第35号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第35号でご提案いたしました平成23年度高森町一般会計補正予算案について、提案理由を説明いたします。

まず、今回の補正につきましては、4月に行われました町長及び町議会議員一般選挙の執行に伴い、骨格予算として編成されておりました当初予算に肉付けをするための補正であります。

今回の補正予算編成にあたりましては、私が選挙で挙げておりました新しい高森町をつくる6つの挑戦について、できることから少しずつ予算に反映させて

いただいているところでございます。現在のところ、今までの事業や制度の検証をはじめとした作業を行っている段階でございまして、今後、政策を実行していくための予算に反映させていきたいと考えております。

それでは、まず1ページをお開き願います。

今回の補正内容は、既定の予算に1億3,563万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,263万4,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は、印刷機のリース料につきまして、平成24年度から28年度までの限度額196万円で計上されていたものを、限度額をゼロとするものでございます。具体的には、今年度の当初予算におきまして、5年間のリースにより、印刷機の入れ替えを計画してりましたが、リース期間満了後の再リースや、印刷機のコスト省力化等を考慮し、一括購入とすることによる変更であります。

6ページをお開きください。

第3表地方債の補正につきましては、町道整備の財源に充てるための地方債の追加補正でございます。過疎債が1,700万円と、辺地債が1,080万円の、合わせて2,780万円を追加いたします。

それでは、歳入の主なものからご説明いたします。

9ページをお開きください。

第14款国庫支出金、第2項第7目土木費国庫補助金、第1節の社会資本整備総合補助金につきましては、町営住宅4棟、8戸分の外壁塗装工事や、町道2路線の改良工事等による国庫補助金として3,172万1,000円を計上しております。

同じく、9ページ目の第15款県支出金、第2項第5目農林水産業費県補助金につきましては、阿蘇地域の赤牛草原再生事業として取組みを行う町内11の牧野組合に対して238万円を、県からの補助金として受け入れるために計上しております。

また、第6目商工費県補助金につきましては、草刈りや町道維持整備を目的とした県の緊急雇用創出基金からの補助金として計上したものでございます。

10ページをお開きください。

第19款繰越金につきましては、平成22年度からの繰越金が確定したことに

に伴い、5,938万円を計上いたしました。

同じく、10ページの第20款諸収入につきましては、高森温泉館の泉源ポンプが落雷を受けたことに伴う保険金として730万円の受入れを計上しております。

また、色見地区の山鳥壮年会から音響施設整備についての助成の申請がされておりました宝くじ助成事業が採択を受けたことにより、100万円を計上しております。

次に、11ページをご覧ください。

第21款町債につきましては、先ほど6ページの第3表地方債の補正でもご説明しましたとおり、町道改良工事に伴う過疎債と辺地債の、合わせて2,780万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

12ページをお開きください。

歳出全般にわたる第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、5月の職員人事異動に伴って、各款ごとに必要な補正、調整を行っているものでございます。

まず、第2款総務費、第1項第1目一般管理費につきましては、副町長が辞職されたことに伴い、第1節の給料から第3節の共済費までを、合わせて約1,100万円を減額いたしております。

また、第10節交際費につきましては、現在、町民の方がお亡くなりになられた際、ご霊前として町からロウソクと線香のセットをお供えしておりますが、それを現金に代えてお供えするもので、14ページの第2款第3項第1目戸籍住民基本台帳費から16万8,000円を町長交際費として組み換えて計上するものでございます。

第5目財産管理費、第11節需用費につきましては、役場庁舎玄関天井の修繕で160万7,000円を計上しております。

また、18節の備品購入費につきましては、先ほど5ページの第2表債務負担行為補正でもご説明をいたしましたが、インクジェットタイプ印刷機の購入としまして255万円を計上いたしております。

13ページをご覧ください。

第8目高森総合センター管理費につきましては、高森総合センター大会議室のカーテン及びカーテンレールの取り替えと、非常口誘導灯の取り替えで、106

万円を計上しております。

第11目企画費につきましては、色見の山鳥地区で地元の納涼祭をはじめとしたコミュニティ活動をされている山鳥壮年会から、音響設備整備を目的として宝くじの助成事業を申請されておられまして、今回採択を受けたことにより、助成金として100万円を計上しております。

同じく、第20目企業等立地対策費につきましては、今回新たに追加したものでございます。

第12目として、企業誘致対策費がございますが、新たに追加した理由といたしまして、誘致進出に限らず、また企業に限らず、幅広く調査や研究機関の受入体制の確立等のため追加したものでございまして、第9節の旅費から第14節の使用料及び賃借料までを予算計上させていただいております。

15ページをお開きください。

第3款民生費の第1項第1目社会福祉総務費でございます。毎年、敬老の日には、町内各地区におきまして、敬老会を開催していただいているところではございますが、敬老祝金につきましては、昨年度までは77歳、88歳、100歳のそれぞれ節目を迎えられる方を対象として支給しておりましたが、今年度以降は70歳以上の方全員へ支給させていただくこととしたために計上させていただきました。

次に、16ページをお開きください。

第8目国民健康保険事業費でございます。第28節で3,000万円を財政安定化支援繰越金として計上させていただいております。これは国民健康保険事業の安定運営を図るために、一般会計から特別会計への繰出金の増額を行うものであります。

国民健康保険特別会計の運営につきましては、国民健康保険世帯の収入減や、会社リストラ等により被保険者の保険税収入が大きく落ち込んでいることや、医療費の高額化等により、歳入不足分を基金からの取り崩しで補てんしてきておりますが、基金残高の減少により、今回、一般会計からの基準外繰出しとして計上するものでございます。

次に、17ページをご覧ください。

第5款農林水産業費、第1項第3目畜産事業費でございますが、第13節の委託料と第16節の原材料費につきましては、小倉原牧道と赤羽根林道が町道へ編入されたことに伴いまして減額計上しております。

第19節負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇赤牛草原再生事業としまして、町内11の牧野組合に対して、総事業費の50%を補助金として計上いたしております。この事業は、阿蘇地域に広がる草原について、放牧を活用した赤牛の振興を図ることにより、阿蘇地域の観光資源としての草原の維持、再生を目的としたもので、放牧のための施設整備に伴う経費や家畜衛生費等、赤牛を管理する経費に対しての補助となるものであります。

次に、18ページをお開きください。

中程の第1目林業振興費でございますが、有害鳥獣駆除助成金として、イノシシの駆除につきまして、1頭当たり3,000円を助成することとして、200頭分の合計60万円を計上いたしております。

現在、本町高森町では、シカとサルにつきましては、それぞれ1頭当たり1万円と3万円を助成金として交付しておりますが、イノシシによる被害も増大していることから、新たに予算計上したものであります。

第6款商工費、第3目観光費でございますが、第13節の委託料で観光動画を制作するために94万5,000円を計上しております。この観光動画の制作につきましては、外国人の受入体制を確立していくための第一歩と考えておりまして、具体的には英語、中国語、韓国語、日本語の4カ国語で音声が流れる動画を制作するものであります。今後も高森町の観光立町を実現するための施策を進めてまいりたいと考えております。

第5目温泉館管理費でございますが、歳入でも説明しておりました泉源ポンプが落雷を受けたことに伴い修繕を行うものでございまして、全額、保険金にて対応させていただくことになります。

次に、19ページをご覧ください。

第7款土木費の第2項第1目道路維持費の第13節委託料のうち、まず長寿命化調査点検委託料の124万円につきましては、65%の国の補助を受けて実施するものでありまして、本町内の橋長15メートル以上の橋梁、約20カ所の安全点検を委託するものでございます。

その下の熊本県緊急雇用創出事業業務委託につきましては、県から10割の補助を受けて実施するものでありまして、草刈りや町道の維持、整備を目的とした予算を計上したものでございます。

その下の道路台帳作成業務委託につきましては、新たに町道へ編入しております草川原赤羽線の道路台帳整備のため、300万円を計上いたしております。

第15節工事請負費でございますが、町道の維持補修や取付道を改修するものとして、9,100万円を計上しております。

続きまして、第2目道路新設改良費、第2節役務費から17節公有財産購入費につきましては、町道の改良工事に伴う経費として計上いたしております。

同じく第19節負担金補助及び交付金につきましては、県が管理しております県道改修分の町負担金と、町の5割助成事業として、合わせて217万円を計上しております。

次に、20ページをお開きください。

中程の第2目住宅建設費の第13節委託料につきましては、国から45%の補助を受けまして、須坂団地の生活排水を水洗化するための設計を委託するものがあります。

また、第15節工事請負費につきましても、同じく国から45%の補助を受けまして、下町B団地と上在団地の、合わせて4棟8戸分の外壁塗装工事を行うために計上しております。

21ページ、第8款教育費、第1項第2目事務局費につきまして、第2節給料から第4節共済費までは、教育長が不在の期間分を減額させていただいております。

また、第13節の委託料につきましては、本年度のスクールバス運行につきまして、委託会社との契約が行われたことに伴い、契約実績により減額しております。

次に、23ページをお開きください。

中程の第10款災害復旧費、第1項第1目公共土木施設災害復旧費につきましては、先日からの豪雨で本町におきましても土砂災害が発生しておりますが、今後の災害復旧に対応するための予算措置として計上させていただいております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） ただいまの説明の中で、訂正がありますので、お願いいたします。

○町長（草村大成君） 申し訳ございません。先ほどの16ページの健康保険事業費でございます。私は、先ほど、第28節で3,000万円を財政安定化支援繰越金と申しました。訂正させていただきます。繰出金として計上させていただいております。

す。

もう1点でございます。19ページの工事請負費910万円、町道維持工事でございます。先ほど、9,100万円と申しました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

町長に質問いたします。先ほど、説明の中にちょっと1番議員さんの答えの中に出てきたと思いますけれども、この補正予算案を見てみると、随所に食糧費が見られますけれども、これはどうしてでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正で各所に食糧費が見られるということでございます。確かにそうでございます。全部で42万6,000円計上させていただいております。まず、これは私が指示したことでございます。私が就任して驚いたことの、最も驚いたことの一つとして、あえて例を述べさせていただきますが、やはりちょうど総会等のシーズンもございました。また、先ほど別の質疑でお答えをいたしました、東洋新薬との、漢方薬、大麦若葉の協定調印式のときもそうございましたが、やはり総会、そしていろんな会議等の後に行われます会談、懇談ですね、の負担金がいくらであろうが、細かかろうが多かろうが、大きかろうが、職員のすべて自腹であるということが非常に驚きました。公務の中での人と人の人脈形成でございます。なぜなのかということ、私も就任した後お尋ねしたところ、財源がないからだという非常にわかりやすいお答えでした。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、先日のあえて例を言わせていただくと、県庁の中でもちょうど調印式の前でした、後でもそうございました。そして、地域振興局との大事な大事な今後のお話し合いの後等でもそうございましたが、ちょうど高森町以外の職員の方と多数同席いたします。その中で相手は県の部長でございます、課長であります。非常に役職をもたれている方と、民間出身者の私であれば、当たり前ではございますが、行政の中ではなかなかそんな部長さんや課長さん、県レベル、ましてや国レベルの方とは、なかなか簡単にお話できないという中で、ほかの自治体の職員は、言葉は表現にちょっと語弊があつては申し訳ございませんが、部長、この間はどうかだつたですかと、課長、この間はどうもすみません、遅くまで付き合っていて、何とか君、こ

うだったねて、あの後はどうだったかということ、県の部長さんや課長さんが、ほかの町村の職員、しかも若い世代にも声を掛けていただいていた。要は、人と人のつながりができてるといわけでありませう。先ほどは、私の給与の問題等で議員の先輩からもご指摘を受けました。そして、アドバイスもいただきましたが、やはり人と人のつながり、これが非常に大事、まして特に副町長を置かない条例の中で、また別の先輩の議員の方からいただきました、やはり県とのパイプ、人脈、これは非常に大事でございます。地域振興局も含め、いろんな各種団体との人と人の交流のときに、私たち、我が高森町の職員だけが一次会の総会が一次会と例えて言うのであれば、総会が終わった時点で帰る、二次会、三次会には行かない。ほかのせつかく県のトップの皆さん、そして今から県を担う職員の方等々がいらっしゃる場合でも、なかなか全額が自腹で払わなければいけないとなると、非常にやはり足が進まない部分もあるのではないかと、その言葉のその形の結果が私が直面した場面ではないかというふうに思いました。私は、非常にこれは損失であるし、情けないなと思うと同時に、このままではいけないと、このままでは熊本県の中で高森町は横のつながりを、自治体同士のつながりももてず、団体との非常に密接なつながりももてないというふうに思ったのが率直な意見でございます。そういったことから、必要な予算は要求していただきたいと、そしてそれに対して公開、どういうことなんだというのとはちゃんと説明する。そして、その説明も公開する、透明にするということをお大前提とした上で、今回上げさせていただきます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長の真意はわかりました。最後の方に言われましたけれども、町長がいつもおっしゃっている情報公開ですね、何に何をいくら使ったか、そのへんのところをはっきり示していただければ、町長の真意は伝わりましたので、よろしいかと思ひます。

それと、先ほども町長が話の中にありました、町長交際費ですね、これがいくらか、町長交際費が16万8,000円入っていますけれども、この件について説明願ひます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 交際費の増額についてです。以前は、ご承知のように、先ほど述べましたように、香典はロウソクとお線香をお供えしておりましたが、町民の方の最後を見送るのも町の責任であるということであり、ロウソク、線香の在庫等の調整ができましたら、すべての告別式に出向き、分け隔てなくお供えしたいと、香



典をお供えしたいという考えであります。ということで、14ページの消耗品の中でそのロウソクと線香の項目がありますが、これを現金ということで、交際費で計上させていただくということで、交際費が増額になった次第でございます。今後、私は先ほど所信表明の中でも若干触れましたが、ほかの質疑の応答でも触れました。公平・公正にすべての皆さんに同じような形でやることが基本、その基本ということでこのこともしっかりと取り組んでいきたい、町として住民の方を送り出したいという考えのもとで、このように組み換えをさせていただきました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、わかりました。

じゃあもう1点だけ、これは町長にお尋ねいたします。

この補正の中にですね、土木事業費も計上されていますけれども、先ほど、これも町長が所信表明の中で述べられたと思いますけれども、今後、熊本県の公共事業はさらに減ると思われま。今後、総合計画の見直しや町独自の入札制度の見直しを考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今後の総合計画の要は見直しだと思います。町独自の入札制度の見直しをどう考えているかということであります。これは大前提に、先日、県の説明会に行きましたが、県の自民党県連が主体となった説明会でもございました。約40数パーセントの公共事業費が減額、少なくなっております現状です。今年ですね。平成23年度、熊本県自体が。その説明の中で、これから先、さらに今年をベースにした分から、さらに来年度以降はまた減る可能性もあるということも説明を受けております。そういったことから、今後相当の公共事業が減額されることはもう既にされておりますが、間違いございません。その中で、当然、総合計画の見直しも必要となってきますし、今度の補正予算につきましても、そのような影響が多少出ているというふうに思っております。また、先ほど言われました町独自の入札制度の見直しというものも質問の中に入っておりますが、先ほども答弁で述べました、熊本県が今年から大幅なクラス分けが実施されたことはご存じだと思います。そういったことから、本町高森町においても、当然ながら、見直しが必要だと、またそれが当たり前だというふうに思っております。非常に今まで、現在も含めまして、他市町村ですね、私もいろいろこの入札制度については、調べさせていただきましたが、やはりほかの市町村等でもいろいろ問題はあります。高森町でそれがあったかどうかというのは、現実に私が町長として、トップとして就任した

のは、4月30日から以降でございますので、私がそういうことをはっきり申し上げることはできませんが、ほかの市町村も比べまして、やはり私自身が個人として疑問に感じておりましたことに関しまして、やはりどんなにいろいろな資格があっても、例えばですね、資格があるから入札に入る、そして相当な部分をそのまま下請けに出すと。要は、能力や仕事をする設備が備えてないと思われる業者の方がいろんなところで入札に参加している、そういうこともほかの市町村等で問題になってたことが事実である、私もそのことは認識いたしております。そういうことも含めまして、本町高森町の今回の見直しに関しましては、先ほど申し上げましたように、公平・公正、そして地場産業の育成ということも観点におきまして、今後は取り組んでいきたい、そして見直ししていく必要があるというふうに考えております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口でございます。自席から失礼をいたします。

ただいま5番議員の質問に対しまして、町長答弁がございましたけれども、このことは官官接待の禁止にも抵触する可能性がございますので、十分この職員の取扱いについては慎重に対応してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、4番議員からの官官接待について、非常に私自身もそこに注視をしながら、しっかりとした監視をトップとして行いながら、この食糧費を上げさせていただきました。それを行うということの大前提で、その中で私自身が目を光らせて、まして組織としても今後のためには向上していかなければいけない、そのことも踏まえまして上げさせていただきましたが、私自身がしっかりそのことを認識していきながらやっていかなければいけない、そしてチェック機能をちゃんと果たさなければいけない、そのチェック機能こそ公表する、透明化する、問われたときには答えるということでございます。今、4番議員からのアドバイスに関しまして、真摯に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興柊壽一君。

○3番（興柊壽一君） 3番 興柊です。

町長にちょっとお伺いさせていただきます。

15ページですね、第20節敬老祝金についてでございますけれども、高齢者ですね、住みやすいまちづくりの施策として大変素晴らしいものと考えます。私も賛同いたします。しかしながら、先ほど町長の所信表明の中にですね、年間630万円増額するという言葉があったかと思えます。4年間にすれば約2,500万

円増額するわけですけれども、この財源については給与の減額の分を充当するという事を申されましたけれども、再度お伺いをいたします。

それから、24年度からは減少傾向になるということですのでけれども、その減少の要素についてですね、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員の質問にお答えいたします。

今よりも4年間で2,400万円増えますと、簡単に言いますと、そうなのですが、実情は計算上によると、そこまでは先ほど申し上げましたとおり、どんどん少しずつ減っていく形でございます。その中で私自身、やはり約、私の減額分と副町長を置かない分の中から繰り出したい。また、その繰り出す意義がある、意味もあるというふうに考えております。なお、今、ご質疑の中でありました、どのような形で少しずつ減っていくのかということに関しましては、数字的な問題、そして今回ちょっと今年だけが特別な形になります。今年、次年度までが、77歳にちょうど迎えられる方の制度の構築の中身の問題がございますので、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 今、ご質問ありましたが、これを年代別、また併せまして地区別等で見ますと、この部分につきましては、推計されます数字の方でいきますと、過去20年、21年、22年、これを比較しまして、減少率を町長に申し上げておりますので、その内容で減少していくというご説明をいただいたと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

私、初めて議員になりまして、6月の定例会で多くの予算が上がってくるものと期待しておりましたが、非常に薄い予算書でびっくりしました。どうしてこんなことが起きたのかなということで、3月の予算書を見ますと、本来肉付けされる6月議会の予算提出議案が3月に上がっている節が見られます。こういったことは今までなかったと思いますが、その点を1件お尋ねしたい。

それからですね、23ページでございます。教育費の学校給食費の給与、職員手当、共済費が、相当額減額されております。先ほど町長さんが説明されたのは、教育長さんの事務局費だったと思いますが、学校給食費でこんなに下がったというのはどういう理由かをお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 骨格予算のことについて、私の方からお答えいたします。

私、当時は税務課長で直接予算編成には携わっておりませんが、基本的なことを申しますと、いわゆる選挙等が執行される年においては骨格的な予算を組むというのが通例となっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今、通例といわれたことが、今回なぜ今までと違ったようになっているのかをちょっとお尋ねしたわけです。そこをお尋ねしたわけですから、ご回答いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 申し上げますが、これは3月の議会でも申し上げまして、ご説明したところでございますが、今まで財政厳しい中、予算の執行に努めてまいりました。その中で、前任の町長から指示を受けておりました政策的な事業について、どうしても財源確保ができないという観点から、これをずっと先送りしてきた現状もございます。そういう中で、ある程度の財源確保ができたということで、この分についてはどうしても今回入れられてもいいんじゃないですかということで、私の方から提案したものでございます。そういうふうな内容で、過去に例を見ないというような状況でご質問ありますが、これについてはどうしても財源確保ができて、本人の政策的な経費というのは出すものであるというようなことをです。ね、頑なに申し上げた部分もありましたので、側から見たときには確かに厳しい中で、なぜ今までやってきたらいいのかというご指摘も確かに3月の議会の中でも前議員の方からの指摘も受けております。そのときには、一応財源確保ができて、これまではどうしてもやっぱりしていただかなければならない事業というようなことでご提案申し上げさせていただいた状況があります。そのあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） すみません。2番です。

3月時点でですね、今年度の予算の予算確保ができた、6月でできないということはないと思うんですよ。そういう理由からすれば、今までどおりですよ、やはり投資的経費については、初めての議会ですから、ここで審議するのが妥当だと思うんですけども、それはちょっと理由と違うような気がしますが。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） おっしゃるとおりだと思っております。そのときも申し上げましたのが、それまで厳しい状況にあって、財政調整基金等への積立金、これらも含めて、確かにおっしゃるように、6月議会の中でしてもよかったんじゃないかということではありますが、1日でも早いという、今まで1年前からおっしゃっていただいたのを、そこを財源確保ができるまでということ引張った部分もございましたので、そういうような特異的な予算編成になったということにつきましては、十分私の方が反省しているところでございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） やはり選挙というものがあるわけでございますから、3月に決まったことが次の首長さんですね、やらないということはないとは限らないと思うんです。そういった意味でですね、こういったことは二度とされないように強く要望したいと思います。

それから、先ほどの教育委員会の件もお願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 給食調理場の人件費の大きな減ですけれども、これにつきましては、誠に申し訳ありませんが、3月予算のときに2名退職をするというのを考慮せずに、そのまま予算計上してしまったということで、6月補正で落とさせていただいております。これにつきましては、経常の退職者を考慮してなかったということで、本当申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

町長の方にご質問させていただきます。

今回のですね、補正予算と町長の政策集との整合性はどう捉えていますか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正では、確かにあまり目新しいものが入れられなかったというのは現実でございます。しかしながら、それ以前に、就任後、期間があまりなかったということもありまして、予算に盛り込めたのはわずかであるということも、これもまた一つ事実でございます。私といたしましては、次の9月予算、本格的に草村大成、

私自身が町長としての予算は、来年度、平成24年度当初予算となるというふうに考えております。政権交代のときの自民党、民主党の、民主党さんが政権を取って、すぐ国民の皆さんができるだろうと思われたときと、形は同じではないかというふうに思っております。確かに、ご支持していただいた方には、何をやってるんだという塾たる思いも少なからずあるのではないかというふうに、私もこの予算書を見て思いました。しかし、以前のですね、先ほど私が所信表明の中で申し上げましたように、以前の事業をじっくり検証して、私自身の行財政運営を間違いなく実行できるように、今後できるようにと検証している、今、期間であるということも事実でございます。そういった事情もございまして、今しばらく、少しの間、お時間をいただければというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

今、町長が申されたことは理解できましたが、新人の町長にしては、目玉になる事業が少ないと感じました。私は新人議員なので、3月の骨格予算については認識が少ないわけですが、町長から見て、3月の骨格予算の内容に満足されていますか。仮に満足してないなら、今回の肉付けで変化が見られたと思いますが、そのあたりについてお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員の質問にお答えいたします。

先ほど2番議員の質問と重複する部分があるとは思いますが、1番議員の方、2番議員の方、ともに新人、私も新人でございます。3月の議会ของときにはこの議場にはおりませんでした。しかしながら、確かに先ほどご指摘が1番議員からありましたように、私も先ほど答弁で認めましたように、非常に内容が薄い、私、草村大成の政策の内容は薄い予算書になっているのではないかというご指摘もいただきましたとおり、私自身もそこを感じる部分というのはございます。しかし、前任者が予算を組む、私が予算を組む、これも民意で、選挙の結果で大事なことでございますが、まず基本にならなければいけないことは、住民の方が施行されることに関して、いかなるサービスを受けるか、そしてそれに満足をされているかということに尽きるというふうに思っております。私は、先ほど述べましたように、3月の議会的时候、骨格予算という中で政策的なものが反映されているのではないかというご指摘をいただき、私と一緒に今頑張っています色見課長が、確かにそれはそういう部分がございますということを言われました。私自身も、骨格予算では通常であれ

ば取り込まない、政策的なものは取り込まない、2番議員がおっしゃったように、選挙で結果が、私、例えば対抗者が勝って、この施策は私はやりませんとなれば、これは住民の方が非常に困るわけございまして、そういうことは今後は気をつけますということも、私の現在下で働いていただいている課長さんからの答弁にもありました。そのように、骨格に満足している、満足してないではなく、私は今、骨格予算で組まれているものに関して、しっかりこれが正しいのか、効果があるのかということを検証、実証し、次の草村大成の新しい平成24年度の予算にそのことをしっかり反映していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第36号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第36号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 議案第36号でご提案申し上げました平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に9,910万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億2,249万円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳入、第10款繰入金につきましては、一般会計より財政安定化支援事業繰入金として3,000万円、また11款繰越金は、平成22年度の決算決定によりまして6,910万6,000円を計上しました。

7ページの歳出につきましては、療養給付費の増加が予想されますことから、第2款保険給付費を9,480万円を増額し、430万6,000円を予備費に充

当いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番です。

ただいま補正の理由が、一般保険者療養給付費の増額が見込まれますというような説明がございましたけれども、22年度の当初予算の額が5億9,160万円ということになっておりますので、大体今回の補正の6億1,750万円程度は、当初から見込まれた額じゃないかというふうに思っておりますがどうでしょうか。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 確におっしゃいますとおり、昨年との比較になれば、おっしゃるとおりだと思います。ですが、現在、高齢化の進展や医療技術の高度化によりまして、医療費が大幅に伸びてきている状況でもあります。併せまして、保険税の精算につきましては、長くては3年度ずれ等もありまして、国からの支出金あたりを見ますと、どうしても今後上がる傾向になるというふうに見込んでおります。その分を踏まえまして、今回お願いしたものであります。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この一般被保険者の療養給付費の補正ということであれば、この充当財源が一般会計からの繰入金、それから繰越金を充当財源としておられますけれども、当然、この療養給付費の増額ということであれば、国・県の補助金もあるというふうに思いますが、今回の補正に計上しておられませんが、どんな理由でしょうか。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 確かにその部分もございしますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国・県の方から入ってきますのは遅れてまいります。これを昨年の状況から見ますと、昨年は基金として1億円を持っておりました。これを昨年の12月に7,000万円取り崩して、財源に充てている状況で、今現在としましては、3,000万円の基金を手元に置いている状況でございます。このようなことから、本年予想されるであろう療養費の支払いにつきまして、昨年並みの7,000万円という数字のですね、支出が出てくれば、今の状況ではどうしてもクリアできない、また今後この問題をということで、本年4月から料金改定も踏



まえまして検討しているところでありますが、正直なところ、現状としましては、税の負担も限界に近いものになっているというような状況もありまして、今回繰入れの3,000万円をお願いしたというところでございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 療養給付費支出見込額が今回の補正で6億1,750万円であれば、当然、それに見合う国・県の補助金というのは計上すべきだというふうに私は思っておりますし、ただこれを財源として繰越金が6,910万6,000円見込んでおりますけれども、この繰越金ももしなかった場合については財源不足というのが当然考えられますので、十分そういったところは考慮しながらですね、慎重な予算編成というのをお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） どうも有難いお言葉、ありがとうございます。確かにおっしゃいますように、この点につきましては、滞納額等もあります。十分ですね、徴収の強化を図りながら、徴収率を上げまして、そのあたりをクリアできるように努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第37号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第37号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 議案第37号でご提案を申し上げました平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に歳入予算であります調整交付金の確定によりまして、既定

の予算に2,583万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億9,235万1,000円とするものであります。

6ページの方をご覧いただきたいと思います。

歳入、第3款国庫支出金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、調整交付金を2,583万4,000円増額、また第8款諸収入の返還金につきましては、介護保険不適正請求に係るもので、5月末日におきまして返還がなく、繰越したことによりまして組み換えたものであります。

7ページの歳出、第2款保険給付費、第1目介護サービス等諸費につきましては、調整交付金を充当したことにより財源の組み換えを行ったものです。

また、第2目高額医療合算介護サービス等費204万円につきましては、過去2年の実績により算定し、増額しております。

続きまして、第5款地域支援事業費186万8,000円の増額につきましては、介護保険の認定業務及び予防業務の増加等によりまして、非常勤職員の雇用に必要な経費を計上、第8款予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、予備費に充当いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第38号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第38号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第38号で提案いたしました平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に1,234万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,591万1,000円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表地方債につきましては、簡易水道事業に伴います過疎対策事業債及び簡易水道事業債、それぞれ420万円、総額840万円を計上いたしました。

補正の詳細につきましては、7ページから説明します。

歳入の第5款繰越金は、平成22年度分が確定したことにより、394万3,000円を追加し794万3,000円とし、第7款地方債の施設事業費債につきましては、簡易水道工事に伴う過疎対策事業債及び簡易水道事業債840万円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

第1款水道費、1目一般管理費は、職員の異動に伴います給料の増額をいたしました。

また、第13節委託料は、水道工事設計委託料を40万円増額、第15節工事請負費として、村山地区水道管新設工事、天神尺司線布設替工事、量水器取替工事費として931万4,000円を計上し、第4款予備費を224万7,000円増額いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田です。

私は、この件の質問じゃありませんが、町民の方からですね、その水道管布設工事についての話を伺いまして、ちょっと今後工事があるということでございますので、建設課長の方をお願いしておきます。今、水道工事で舗装を切り割って布設をするわけでございますが、単車ですね、通る方が、1年も経つと段ができると、溝がですね。あれに車で通る人はわからんけど、単車で通る人はあの溝にタイヤがとられて、何回か危ない、危険を感じたという話がございます。今後ですね、そういう工事をするときには、やはりてんまつなど、厳しく叩いてもらって、そう

いうこれは何というか、一斉に舗装するならばですね、何も関係ありませんが、裁断するので、そこに段ができるということで、そういうことをですね、特に工事関係者の方には注意をされまして、そういう事故のないような舗装を今後お願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ただいま森田議員さんからのご要望ということで、町道の水道管の切り割りといいますか、住宅を建てたときに、道路を切り割ってきます。そういう折とか、水道管を布設替えしたときに、確かにご指摘のとおり、そのときの工事はちゃんとしてるんですが、1年後、2年後になると、そこが下がってきたりして、危険箇所が見られることもあります。このことにつきましては、今後とも事業者の方に指導を徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 今の問題とちょっと似たような質問でございます。たまたま7ページの地方債、町債の中で、項の町債の中で出ております。村山地区の新設、また天神尺司線の水道管布設替工事という形で予算化が今度してございます。この中で特に天神尺司線、天神線の町道については、布設替えと同時に道路の舗装工事も逐次されまして、素晴らしい道路状態になっております。これは大変有難いことであると感じております。それに伴い、尺司線の方に向けまして、今度布設替をされるということでございます。これも要するに道路を切り割って、結果的には布設替えをしていくという状況下になるわけでございます。これをどういう形で工事をされるのか、道路等も大変状況、以前の町の補助を受けて、地区民で造った道路でございまして、なかなか段差が多い状況下の道路でございまして、そういう部分を今後どういう形で布設替えをされるのか、そこを1点お聞かせ願えればと思います。

建設課長、よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） それでは、お答えします。

天神尺司線の布設替えにつきましては、現在、天神尺司線石綿管、アスベスト含有の管を使用しております。それを取り替えるということで、本年度計画した路線でございます。確かに、おっしゃるとおり、道路と一緒に併せてするのが一番いいだろうと思いますが、今回についてはアスベスト管の布設替えということで考えて

おります。

以上です。

- 議長（田上更生君） 9番 三森義高君。
- 9番（三森義高君） それは、私がなぜ申し上げたかと申しますと、以前、同対事業でやっております道路、これはもう2本、3本と切り割り、水道管布設替えを行っております。そういう中で、切り割った状況の中から水が入り、結果的には側溝あるいは擁壁あたりが倒れる状態、そういう状況が今まで出来ております。そういうことを踏まえてまいりますと、そこらあたりも考慮しながらやっていかないと、工事が幾重にもなっていくというような気がするわけでございますが、その点はどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。
- 建設課長（廣木富八君） ご指摘のとおりでございます。どちらにしましても、業者への徹底指導と職員の技術向上を図りたい、そのように考えております。
- 議長（田上更生君） 9番 三森義高君。
- 9番（三森義高君） せっかく予算化した金がですね、有効かつ利用していくような、そして効果が増大するような道路、また水道管布設替え等々につながっていくような工事をしていただくというようなことを前提として取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。
- 議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第39号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第17、議案第39号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 色見隆夫君。

- 住民福祉課長（色見隆夫君） 議案第39号でご提案を申し上げました高森町敬老祝

金給付に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この条例は、敬老の意を表し、併せて老人福祉の向上を図ることを目的とする事業であります。このことから、多年にわたり、社会に貢献されました高齢者に対しまして、給付年齢の引き下げを行うことで、元気で社会活動への参加を促し、生きる喜びをもち、老後も安心して住める町を目指すことができるよう、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。

第2条、受給資格について、旧条文の「満77歳、満88歳、満100歳の者」を、「満70歳以上の者及び当該年度中に満70歳になる者」に改正、第3条、敬老祝金の額につきまして、旧条文の「敬老祝金は満77歳の者に1万円、満88歳の者に2万円、満100歳の者に5万円を給付する。」を、第3条第1項、「敬老祝金の額は3,000円とする。」、第2項、「前項の規定に関わらず、基準日の属する年度中に満88歳になる者の祝金は1万円、同じく満100歳になる者の祝金5万円とする。」に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第18、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月29日から7月3日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月29日から7月3日ま

では休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 傍聴者の皆様方にご挨拶申し上げます。

本日は、町議会の傍聴に多くの皆さん方にお出でをいただきまして、誠にありがとうございます。

大変時間超過いたしました。これは開かれた議会、いろいろな情報を住民の皆さんと一緒に情報を共有するというようなことで、お昼の休憩を入れませんでした。大変時間が長くなりかけたことを、まずお詫びを申し上げますけれども、皆さん方のご理解をいただきたいというふうに思っております。

明日から、各常任委員会が今日の付託案件につきまして、なお掘り下げた議論が交わされます。是非、皆さん方、足を運んでいただきまして、その結果についてもですね、皆さん方、確認をしていただきたいなというふうに思っております。各常任委員長には、申入れがあれば、公開をしていただけるようお願いをいたしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、7月の4日の日には、5名の議員さんが現在の町の将来、それから現在の町が抱えております、いろいろな疑問、不安、課題について、執行部に一般質問をされるということになっております。どうか皆さん方の一人でも多くの皆さん方の傍聴をお願い申し上げます、本日の日程を全部を終了いたしましたので、本日の会議を閉じたいと思います。

どうもお疲れでございました。

-----○-----

散会 午後1時15分

7月4日（月）

（第2日）



## 平成23年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成23年7月4日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	立山 広滋	指定管理施設「高森温泉館」の運営について	指定管理者「(株)南阿蘇観光高森温泉館」の運営等は適正になされているか。
6番	森田 勝	町の魅力ある観光地の取り組みについて	①高森駅周辺また、湧水公園から商店街までの観光客誘導の考えは。 ②町の自然環境を活かした観光づくりは。 ③高森各地区の遺跡、また、文化を取り入れた観光づくりの考えは。
3番	興梶 壽一	二元代表制のあり方について	今回の選挙において、二元代表制の欠落等を訴えられております。今後、首長と議会が併存する為の考え方は。
		食鳥処理施設及びブロイラー肥育施設の建設について	高森町総合計画に基づく観光立町の取り組みについて、結果、選挙公約である食鳥処理場施設反対、ブロイラー肥育施設建設賛成について。

2 番	後藤 三治	個人情報の公開について	①死亡者情報の初盆時お知らせについて。 ②「広報たかもり」への結婚者及び子どものおめでた情報の掲載について。
		地上デジタル放送について	①難視地域の解消状況について。 ②難視地域におけるデジタル化の高額負担に対する支援策の考えについて。
		職員間の給料格差是正について	①条例（要綱・規則等含む）の遵守について。 ②条例等がない給料の支払いについて。 ③関係者（職員組合）との調整を行う意思について。
1 番	宇藤 康博	食鳥処理場建設について	①食鳥処理場建設に伴う現在までの経過について。 ②雇用対策について。

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 宇藤 康博 君   | 2 番 後藤 三治 君   |
| 3 番 興 梶 壽一 君  | 4 番 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 立 山 広 滋 君 | 6 番 森 田 勝 君   |
| 7 番 田 上 更 生 君 | 8 番 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 三 森 義 高 君 |               |

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 10 番 後藤 英 範 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- 町 長 草 村 大 成 君 総務課長 村 上 源 喜 君

住民福祉課長	色見隆夫君	税務課長	古澤建生君
産業観光課長	橋本和則君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	廣木富八君	会計課長	杉田則秋君
教育委員会事務局長	後藤正三君	総務課長補佐	佐藤武文君
住民福祉課長補佐	岩下公治君	住民福祉課長補佐	阿部恭二君
税務課長補佐	色見継治君	産業観光課長補佐	岩田秋広君
建設課長補佐	安方含君	高森東保育園長代理	熊谷優子君
色見保育園長代理	瀬井類子君	総務課総務係長	沼田勝之君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、10番、後藤英範からは、入院のため欠席届がっておりますのでご報告しておきます。

お諮りします。お手元に配付してある日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。発言を許します。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

まず最初に、非常に遅くなりましたけれども、公式の場では初めてと思います。草村町長、町長ご就任おめでとうございます。町長は、2期8年の現職町長に選挙で勝ち抜かれ、票数は2,818票、現職町長が2,459票、差359票ということで、2期8年の現職町長に完勝、若しくは圧勝されたわけなんですけれども、今後はですね、真のトップリーダーとして非常に責任も重大となりますので、町民及び町を引っ張っていただきたいと思います。

本日は、トップバッターの一般質問ということで非常に光栄であります。また、ややもすれば、この議場は儀式の場という感じが強くなっているように思いますけれども、この儀式の場を議論の場に広げていかなければならないと思っております。本日は、指定管理者、株式会社南阿蘇観光高森温泉館の温泉館の運営は適正になされているかの質問をいたします。早速ですが、皆さんご存じのように、時の総理大臣、竹下登さんが平成6年、その前だったと思いますけれども、ふるさと創生資金ということで、全国の自治体、その当時、平成の大合併前だったので、三千二、三百あったと思いますけれども、そこに大きな自治体も小さな自治体も1億円ということで、高森町も1億円もらって、高森温泉館を掘り当てられ、そこで当時、約12億円の総工費で、平成6年の11月にオープン以来、平成17年度まで町直営で運営されていたと思います。しかし、平成18年度から指定管理者である株式会社

南阿蘇観光高森温泉館が運営、1次指定3年間の契約で、現在2次指定を受け運営中であることは皆さんご存じだと思います。そこで、まずは、指定管理に至るまでのプロセスをお示し願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。それでは、5番議員の質問に対してお答えをいたします。

ご承知のとおり、地方自治法の改正により、各施設の運営等を民間のノウハウを持った企業等に運営させることができるようになりましたので、高森温泉館につきましては、平成18年度から株式会社南阿蘇観光高森温泉館を指定管理者にしております。さらに、平成12年4月からも同社を指定管理者として再指定をいたしております。いずれの場合も議会の議決が必要でありますので、当初の指定の際も、再指定の際も、議会の議決を経て行われているところでございます。平成18年2月に高森町のホームページで募集をいたしております。その後の選定の方はですね、総務課の方で選定委員会設立、選定に関しましては総務課の方で執り行っておられますので、そちらの方でお答えをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

ただいま産業観光課長の方からお話がありましたように、1点ちょっと訂正があったように思います。平成12年からと2度目を、課長は言ったと思いますが、21年からが2回目の指定の始まりでございます。

まず、18年度、第1回目の指定のときの審査関係の名簿がございますので、これにつきましては職名等でお答えいたします。

まず、町職員が5人、外部の有識者2名、合計7名ということで組織することになっております。それでは申し上げます。肥後銀行の支店長さんですね、当時のですね、それと元高森町の監査委員さんが外部から入っておられます。そのほか、町職員としまして当時の総務課長、議会事務局長、建設課長、商工観光課長、商工観光課長補佐がこのときの選定委員として名前が出ております。当時、公募しました結果、高森温泉館管理組合1社のみでございましたので、2度にわたる審議を経て、2度目のときに指定が推薦するということが決定されております。次回が21年2月23日に審査委員会が行われております。このときは4社の方からお申込みがっております。ちなみに、そのときの委員につきましては、金融機関の支店長さん、並びに元町の監査委員さん、あとが当時の税務課長、建設課長、議会事務局長、産

業観光課長、産業観光課長補佐というメンバーで選定の審査を行っております。このときは4社出ておりますけれども、1回の審査で南阿蘇観光高森温泉館を全員出席の上、選定審査会を開催しましたけれども、下記のとおり選定意見に関する事項を報告しますということで、この高森温泉館管理組合を推薦いたしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 先ほど私が申し上げました平成12年4月を平成21年4月ですので、訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、総務課長の方からプロセスを述べていただきましたけれども、だいたい町の課長級の職員が5名、外部から2名、両方とも7名の選考委員で決定したということでございますけれども、これは何か法的根拠はあるのですかね。法的根拠といいますか、指定管理を受ける場合は、誰が委員を指名しなければならないという、そういう法的根拠があれば示していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 指定管理の候補者を町長に推薦する場合に、高森町指定管理候補者選定審査会設置条例という条例がございます。条例でございますので、議会の方にお諮りして成立した条例でございます。その中で組織としまして第3条がございます。審査会は、職員5人及び外部の有識者2名で構成する委員をもって組織し、町長がこれを委嘱するものとするという規定に従って審査委員会を開いたところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、総務課長の話をお聞いているとですね、外部から2名入れていらっしゃるけれども、課長級の職員の方が5名いらっしゃるということですが、町長、この今お聞きになっておりますけれども、課長級が5名、外部から2名ということで、7名で選考委員会をやっていらっしゃるということですが、これを町長、何か変えられるという、そういうお気持ちはございませんでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

今、5番議員からの質問の中で、総務課長、そして産業観光課の課長が答えた上

での、私に対して、要はこの条例自体が職員が5人入って、外部から2人ということ、現在どう考えているのか、そして今後どういうふうにか考えるのか、または今後どういうふうにか考えるかというのは、変えるのか変えないのかということの意味だと思います。私は、ご承知のとおり、民間で17年間、会社を経営いたしてきました。その中で、やはり今手元に設置条例がありますが、できればですね、職員というのは普段行政の業務、職員としてしっかり働いてもらっております。その中で、やはりこの企業、そして経済に関しては、毎日職員が直面しているのか、現実の経済の流れに直面しているのかと考えれば、それは私は若干違うのではないかというふうな認識を私自身はもっております。ということで、今の5番議員の質問に対しまして、私自身、今後はやはり検討しなければいけない。それはなぜかと申しますと、今言ったように、やはり職員が5名ということに関しては、もうちょっとここは考慮して、できれば外部で毎日経済の、今のこの日本経済の速いスピードの流れに直面している方、そういう方を外部から入れるということも一つの考え方ではないかというふうに思っております。また、マニフェストの方でも、審議会、協議会、この条例とは別にいたしまして、できれば外部からの意見もたくさん集めたいというのが私の意向でありますので、たった今どうするこうするではなくて、この条例を見させていただいた私の感想は、今述べたとおりでございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長の考え、わかりました。

ちょっと話題を変えてですね、高森温泉館には当然、指定管理料ということで、町民の皆様の貴重な税金で現在、指定管理料が支払われておりますけれども、第2次、平成21年以降の指定管理料でいきますと、21年度が1,480万円、22年度が1,460万円、本年度が1,450万円の予定額であります。先ほども申し申し上げましたように、町民の皆様の税金を多額に投入しているわけなんです、そこには運営上、慎重にかつ有効に活用するのが当然の義務及び責務ではなかろうかという思いがしているわけでございます。しかし、聞くところによると、多額の指定管理料をもらいながらも、多額の赤字があるとのことですが、指定管理者に指定された後の利用者の推移と経理状況について報告を願います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 平成18年度から第2期の平成22年度末までの利用者数及び数字を申し上げます。平成18年度、約20万3,000人、経理の方がですね、黒字で8万9,000円となっております。19年度、入込者数、利用

者数が19万5,000人、経理が7,000円の黒字となっております。20年度、19万1,000人、1万円の黒字となっております。

続きまして、第2次ですが、21年度、17万9,000人の利用者数、これから赤字に転換しております、193万円の赤字となっております。平成22年度、16万7,000人、1,189万4,000円の赤字となっております。23年度、4、5月期ですが、利用者数につきましては3万1,000人の利用者数となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長の方で、利用者の推移と経理状況について報告受けましたけれども、確かにですね、今ちょっと計算しましたところ、前年比で19年度が約8,000人、20年度が約4,000人、21年度が約1万2,000人、22年度も同じく約1万2,000人、利用者は減っているわけなんですけれども、どうしてですね、22年度決算だけが急に約1,200万円もの赤字になっているのか、その前の7,000円とか、1万円の黒字、これも確かにちょっとおかしな数字のようにも思えますけれども、どうして22年度だけが急に1,200万円の赤字になったのか。これは通常考えればですね、黒字経営の会社がたった1年で、今申し上げましたように、約1,200万円もの赤字になったことが、これは問題視されるわけなんです。なぜなら、世界経済状況とかの変化や、日本経済状況が大変化したわけではないので、いきなり温泉館だけがですね、びっくりするような赤字になること自体がおかしいと思うんですよ。これはあくまでも推測ですけども、平成20年度、21年度はですね、数年前流行りました粉飾決算ですね、これではなかったんだろうかと、まるでホリエモンのライブドア事件のようでもあります。そして、この指定管理者であられる会社はですね、現在、大津の岩戸の里も指定を受けられてですね、そこと合算して数字のマジックを使っているんじゃないかという思いもいたしております。そこで、入館者の推移からするとですね、経理状況の悪化は、第1次指定から発生したのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまおっしゃいましたように、人数の減少の割には、金額の方がですね、黒字から赤字の方に転換をしております。2期からですね、収支報告を毎月出してもらっていますが、一昨年は口蹄疫、その前は鳥インフ



ルエンザもありまして、昨年はずね、燃料の高騰等も重なりまして、少しはそちらの方も影響があるかと思いますが、それ以外はずね、会社の方からこちらの方に報告が来ているのを一応そのまま経理の内容ということで私たちは捉えております。赤字に転化したことはずね、会社の方を呼び出して、今後の対策とか、今後どうしていかれますかという指導等は担当課の方で行っているところです。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） これだけ赤字があるということはずね、当然、会社側に大きな責任があると思います。経営責任はずね。そこで、第1次指定当時、平成18年と第2次指定当時、平成21年、そのときの役員名を教えてくださいませんか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 役員名ですが、こちらの方ははずね、うちの方で登記簿の方を取りまして、関係資料の方に綴じておりますので申し上げます。第1次のときはずね、取締役で永野哲幸氏、この方は代表取締役もされております。同じく取締役の藤本正一氏、同じく取締役の本田研一氏、同じく取締役の川部一美氏、監査役の手島清士氏、同じく監査役の色見弘司氏、以上です。次はずね、今年の6月にこちらの方で登記簿を取りまして、そちらで確認した内容が、取締役、永野哲幸氏、同じくこの方は代表取締役もされております。続きまして、藤本正一氏は23年の4月28日に辞任をされておりますので、次、取締役、本田研一氏、取締役、川部一美氏、監査役、手島清士氏、同じく監査役、色見弘司氏、以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。

先ほど申しあげました1,200万円の赤字、当然、この役員の方たちは、その赤字という部分を知っていらっしゃったということによろしいですか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） こちらの方でははずね、会社の方に指定管理として出しておりますので、当然、役員の方であれば、認識されているだろうと、こちらでは認識をしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあそれでははずね、経理状況の悪化を町が把握したのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 正式に確認したのは、今年の5月に入ってから、未払い額等も含めまして赤字等の確認をいたしております。それまではですね、毎月の収支の報告につきましては、収入に対するその月に対する支出ですので、ほとんど赤字の方は出ておりません。昨年10月頃から少しずつ赤字が増えてきて、今年の5月に赤字である、未払い額があるというのを確認をいたしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、未払い額という言葉が出ましたけれども、実際、昨年10月頃より、ちょっとおかしいんじゃないかということで、今、売掛金ですか、今出ましたけれども、はっきりした数字はわかりますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 総額で未払い金額が1,998万5,786円です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 約2,000万円ということですね。はい、わかりました。しかしですね、先月の16日、私たち議員団でですね、指定管理を受けておられるところを回ったんですけども、ちょうど温泉館にもいきました。そのとき、社長も来ていらっしゃいました。私だったですかね、まあほかの議員かもしれませんけれども、赤字はありませんかということで質問しました。赤字がありませんか、それと職員さんの給料の遅れはありませんかとか、入湯税の遅れはありませんかということで質問しましたところ、永野社長がおっしゃいましたのは、入湯税の遅れ、及び従業員の給料の遅れはありませんということでした。JAに燃料代の掛けが700万円あるということをはっきりおっしゃいました。そしてまたそれを、今話を合算するとですね、ちょっと何か執行部側と社長の中身がちょっと食い違っていると思いますけれども、これとはまた別にですね、当時、産業観光課長だった教育委員会の事務局長の後藤正三局長が、以前、いろんな席でですね、温泉館の20万円以上の修理、改修等は町が負担すると言っておられましたのを何か聞いたことがあります。例えば、数千円から数万円の改修、修理等が出てきた場合ですね、総額が20万円になってから温泉館側から町に工事等を依頼していたという話も聞いております。18年度から現在までの、あそこが指定管理を受けられました改修及び改築費用等は一体いくらぐらいになるのでしょうか。数字は出ますか。数字が出なければ、明日にでもよろしいですけども、今すぐ出ますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） これは総トータルでよろしいんですかね。

○5番（立山広滋君） よければ、年度別にお願いします。何にいくらかかった、何にいくらかかった、わかりますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 一応ですね、担当課の方に明細はいただいておりますが、年度別で集計ということであれば、午後、一般質問が終わり次第に、休憩の後にでもですね、集計を出してご報告をさせていただきたいと思います。

それと、先ほどの20万円の件ですけど、抱き合わせて一緒に少ないやつを20万円以上ということを出すんじゃないかということでしたけど、協定書の中にですね、経年劣化によるものは20万円以下の小規模なものは、指定管理者側で修理をするとなっております。一つの施設につきまして、一つの物件につきましては、20万円ということですので、いくつも合わせて、20万円に合わせて請求は今までなかったものと、こちらは認識をいたしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあ今日の一般質問後でもよろしいですので、細かな数字、細かな明細で提出をお願いします。

皆さん、今、経理状況の悪化、聞いておられたと思いますけれども、この経理上、悪化後、町がとった対応はどのような対応でしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 町といたしまして、担当課といたしましては、社長、支配人を役場の方にお出でいただきまして、今後のですね、支払っていく対応はどうされますかということで、計画を立てて、計画的に未払い額を消化していただくよう、こちらからは厳しく指導いたしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 厳しく指導してもですね、相手側が言うこと聞かんなら、何も効果はないと思いますけれども、このような状態の中で指定管理期間が満了した場合、町の責任はどうなるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） これはこちらの方がですね、行政の方が指定管理に出しておりますので、赤字を出したのは受けた会社だろうと、こちらは認識をいたしております。ですから、赤字の方はですね、請け負った会社の方で、あくまで整理をしていただくことが建前だろうと思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長がおっしゃいましたけれども、それはもう当たり前のことですね。それを是非とも、そのところも強く指導していただきたいと思います。先ほど課長、出ました売掛金ですね、売掛金という言葉が出ましたけれども、それには町内の業者も入っていると思われま。売掛金がある町内の会社といいま。すか、個人商店といいま。すかですね、その業者はですね、町がバックにおるとい。うことで安心されていると思います。あそこは指定管理料を受けよんなはるばってん、どうせ町がお金は、会社が払われんときは町が払わすぞというような考えですね。その見解はどうでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 先ほどから何度も申し上げておりますが、あくまでも行政の方は立場として指定管理に出しておりますので、もし町民の方が来られたら、話には応じますけど、あくまでも責任に関しましては、指定管理者、受けた方がですね、最後まで責任をとるとい。うことで、協定書の方にもですね、指定管理者の責務とい。うことで謳ってありますので、あくまでも受けた側の指定管理者がですね、最後まで責任をとるとい。うのが建前だと思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 指定管理者の責務ですか、が謳ってあるとい。うことですね。どう謳ってありますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 指定管理者の責務とい。うことで、第4条にですね、乙とい。うのが、乙は指定管理者ですね、乙は地方自治法、その他関係法令及び条例その他関係規定等に並び、この協定書に定めるところに従い、審議に沿って誠実にこれを履行しなければならない。温泉館が円滑に運営されるよう管理しなければならないとなっておりま。す。その3項にですね、乙は管理業務の継続が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとするとなっておりま。す。あくまでも責任をもって、この施設を管理しなければならないとい。うのが責務になっておりま。す。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 経理の面は、何も協定書には書いてありませんか、経理につ。いては。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 経理につきましては、指定管理者の経営努力により

まして生み出された余剰金については、返還は求めないということになっております。指定管理者の運営に起因する不足額につきましては、補てんはないとの条件により、最初から協定をされております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあ不足額、すなわち赤字ですね、が出た場合は、町は補てんはないということを謳ってあるんですね。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） はい、そうです。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） わかりました。

じゃあですね、平成24年3月31日、指定期間満了後、町は温泉館の運営をどう考えておられるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席が申し訳ございません。

次の指定管理、期間が完了する平成24年3月31日ということではありますが、まずはですね、温泉館の管理運営基準、これは見直したいというふうに、私は思っております。それは今、5番議員からの一般質問の中にありました、いろんな問題等々はございます。私が就任する前の問題でございますが、私は就任後、5月に、先ほど担当課長が説明したように、5月になって初めてこの事実を知りました。その中でやはりこれは管理運営基準というのは、これはもう一回見直すべきだということをおもっております。また、見直した上でですね、指定管理者の公募という形であれば、全国規模で行いたいというふうに思っております。なぜかと申しますと、やはり少ないよりも大きい地域で求めた方が優良な企業の選定ができるのではないかと、またそういうふうに努めていかなければいけないというふうに思っております。

もう1点、その基準の見直しなんですけど、今、基準表が、補助金をですね、今実は受けてなく、また起債の償還も済んでいるのが現状でございますので、いろんな形がとれるというふうに、私は思っております。例えばですね、熊本県でもありますが、今、町から委託料を支払っております、議員がおっしゃったように。反対にですね、その委託料を今支払っているんですが、反対に町に納入できるような基準を作成し、公募を行うと。これはたとえばの話ですが、でも実際、今言ったように、熊本県の中でもですね、熊本県が指定管理者に指定しているグランメッセに関しま

しては、指定管理者から県に逆にお金は納入されているという例もございます。公募の結果、仮にじゃあ指定管理者に誰もいなかったらどうするのかということも、多分考えなければいけないということではありますが、その場合は例えば再び直営で運営するのが1点、2点目が賃貸による貸付け、そして3点目が売却、形としてはこの3つのうちのどれかしかないというふうに、私自身は思っております。しかしながら、私が就任した後、この問題も私自身把握いたしましたので、今後しっかり検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい。今、町長のお考え聞きましたけれども、町長が冒頭おっしゃった管理運営基準を見直すということですね。これは厳正に見直していただきたいと思います。よろしいですか、厳正にです。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） はい。住民の皆さんから見ても、しっかりわかるように、いつ如何なるとき説明があっても答えられるように、しっかり厳正に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） それで、町長、一つの提案です。聞いてもらえますか。

今、町長はですね、答弁の中で、公募を全国規模にするとか、委託料を反対に町へ納入できるようにするとか、今後は町直営、貸付け、それと最後は売却するとおっしゃいましたね。それで、これは一つの私の提案です。もし、町等で運営する場合ですね、あそこをですね、温泉付きのスポーツの合宿所等にもっていったらどうだろうかという、私、一個人、考えをもっております。当然、温泉館の側には室内人工芝の体育館がございます。そしてまた、グラウンドも側でございます。そういうのを活用してですね、町長がおっしゃっている協議会なり等を立ち上げていただいて、温泉館のあり方、方向性をそこで出していただいて、ホームページ上で載せていただくそうですね、インターネットでもよろしいかと思っておりますけれども、高森町は温泉付きのスポーツ合宿所、今力を入れとるからどうだということで募集していただいて、それに見合うようなですね、温泉館のつくり、改修、改築は必要かと思っておりますけれども、私はそのようにもっていったが、一個人、思っておりますけれども、町長、どうですか、この考えは。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の個人のお考えと、提案ということで、しっかり今

お聞きいたしておりました。私が、実はこの草村大成政策集で、先日、所信表明で述べさせていただきました、合宿の町高森、要は環境を活かしたまちおこしを促進するということでもあります。その項目の中にも、民間施設との連携、これは民間の普通の企業さんでございますので、これも視野に入れ、連携という言葉の中にはいろんな意味も含まれますが、まずは今5番議員さんがおっしゃったように、まずはしっかりこの次の見直しを厳正に行い、その後出た結果で取り組まなければいけない。その中の案といたしまして、スポーツの合宿等々を既存の施設に結び付けるという考えに関しましては、私も素晴らしいのではないかなというふうに思っております。今後しっかり、今いただいたアドバイス、提案を受け止めながら努めていきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、温泉館全般のことを約40分間聞きましたけれども、産業観光課長のお答えの中にもあったように、金額的な赤字ですね、これは町長、町長がいつもおっしゃっているように、スピード感をもって、問題があれば解決していただきたいと思います。そして、すべて検証していただいて、町長がいつもおっしゃっているように、情報公開ですね、温泉館ではこういうことがあっているんですよということを町民の皆様には知らせていただきたいと思います。もうほとんどの方がこういうことを知られないと思いますので、そのへんのところを明日からでも、スピードを上げて作業して、情報公開していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。先ほど、1番議員立山議員の話の中にありましたが、町長におかれまして、初当選おめでとうございます。私たちも議員として、特に大にして歓迎しております。町長のご活躍を祈念しまして、私も質問させていただきます。

梅雨に入り、前半の大雨には心配もいたしましたが、九州南部の梅雨明け、北部の方ももうすぐかなと思う時期になってまいりました。

本日の質問、町の魅力ある観光地の取組みについて質問いたします。町長の方も初日の所信表明で、観光立町推進基本条例を制定するという話でございました。私も、この自然を活かした観光づくりには大賛成しております。しかし、どのような取組みをされるのか、私も詳細に町長に伺いたいものです。現在、高森駅には年間

23から25万人の観光客、訪れているわけでございます。トロッコ列車においては、4万人の観光客がトロッコ列車で町の方に来られています。特に8月は1万人以上の乗客が来られるというわけでございます。この観光客の人を町に誘導するようなことはできないものなのか、特に町としても交流センターが中心部に出来ておりまして、センターを中心にですね、何か考えておられるのか。また、本町におきましては、湧水公園、やがて7月に入りまして、7日から七夕まつりが始まるわけでございますが、七夕まつりの時点においても2万5,000から3万人の入り込み客があるというような話を聞いております。この観光客の人たちをですね、交流センター、それから町の中心部に誘導するような考えをおもちなのか。町に来られる観光客はですね、9割以上が日帰りの客で、通過型の高森町は観光地でございます。町長もマニフェストに載っていますように、26年度までに年間120万人の観光客を立てられるというような話もされました。宿泊客も26年度までに10万人を目標ということ、この前、所信表明で私も聞きましたが、この取組みをどのようにされていくのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まずは、6番議員からの私の就任へのお祝いのお言葉、ありがとうございます。しっかり受け止めながら、高森町のトップリーダーとして努めていかなければいけないというふうに、日々思っておるわけでございます。その中で、今、6番議員が質問されました中で、私がこの政策集で1番に挙げております観光立町を実現すると、観光立町は、環境の環、観光の観、農業の農、この3つが集まって初めてできるものだということ、先日の私の所信表明で述べさせていただきました。その中で、まず特に6番議員様におかれましては、地元であります地域での水の森の直販所の活動等々を含めまして、大変高森町としてもお世話になってるなということも、私自身、認識いたしております。

その中で、先ほど問題提起がございました。どのようにして、要約すれば、町の中にせつかく外からお見えになられたお客さんを入れるのか、それに対しての施策、そしてそれはすなわち現在通過型であるということ、これを述べられたわけでありませう。

それともう1点、私自身が目標を立てていると、その目標に向かっての形づくりはいかが考えなのかという、こういうふうな質問ではなかろうかと思っております。

まず、第1点目のせつかく今、現時点でも外からお見えになられている観光客



の皆さんが通過型になっていると、これはやはり町内に入れなければいけない、若しくは山東部、たくさん良い環境、文化・歴史があるところへの導きに関しまして、どう考えているのかということでもあります。それに関しても、私自身ですね、まず6番議員の質問の中にもありました、私が言う高森町観光立町推進基本条例を制定しますと所信表明の中でも政策集の中でも述べさせていただきましたが、この高森町観光立町推進基本条例というのは、私が思っている私の形というのは、よくあります基本条例とは内容がかなり異なります。実は、私も就任後、担当課長、今日、先ほどから答弁いたしておりますが、担当課長の方にもすぐに指示をいたしまして、私が思う観光立町基本条例というのは非常に具体的であると。何も規約だけを述べた条例ではなく、例えばの話、先ほど名前が出ました湧水館、高森町にある施設及びもちろん高森駅も含めまして、南阿蘇鉄道も含めました、この総合型の基本条例。その総合型というのは、すなわち非常に細部にあたって条例を組み込む。そして、この条例を組み込む中で最も大事なことは、それを審議する審議会、協議会のメンバーに外部からの人間をたくさん入れたい。経験がある方、要は充て職ではなく、実動方を入れるんだと。そして、この条例を作るんだということが私のこれは実は目玉でございます。大した目玉じゃないかなと思われるかもいたしません、観光立町推進基本条例で、通常、私が思うには約100ページから以上の基本条例になる。これは100になるか70になるか、300になるかわかりませんが、アバウトで100ページ近くある条例、これは規約等々を書くだけではなく、各施設、そしてそれにまつわる周辺整備、そして今点でばらばらになっているもの、問題点を挙げて、それを線で結ぶためには何をやらなければいけないのか、それを条例の中に入れ込むということでもあります。まあ私自身が個人的にですね、6番議員、高森駅周辺から商店街、要は町内まで、これは町内までではなく、先ほど言うように、山東部も考えなければいけません。また、色見地区も考えなければいけません、観光誘導の考えはということですが、私はその基本条例の非常に厚みがある、先日違う議員の方からも指摘いただきました。今回の一般会計の予算書は非常に薄かったわけですが、ものすごく厚い観光立町条例を制定したい。その中に打ち込んでいきたいというふうに考えております。個人的にどうした方がいいかという考えに関しましては、私がこの場で述べてしまいますと、これはせっかく今から審議会、協議会等々を立ち上げなければいけません。私は選挙で住民の皆さんの意見を真摯に耳を傾けながら、意見を集約して、そしてそれがプロセスであって、そしてまたその中から結果を出すんだと。プロセスの中、結果の中にも、私自身も関

与したい、意見を聞きたい、そして自分の考えもその場でしっかり述べていきたいと思っておりますので、この場で今日本日この場での個人的な現時点で私が町長という立場ではなく、住民としていたときの個人的な考えは、あえて控えさせていただきたいというふうに思っております。また、せっかくの機会ですので、傍聴者の方も今日はたくさんお見えになられております。私が思う高森町観光立町推進基本条例の内容等々につきまして、できればお時間をいただいて、担当課長の方からも簡単ではございますが、説明をさせていただければと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長の答弁の中から、課長にも指示し、実動型の人材を入れるというような話がございまして、この高森町観光立町推進基本条例を作るには70ページから100ページの文書が必要というような話がございました。私はですね、23年度の質問の中もこういう質問をさせていただきましたが、なぜこういう質問をするかということは、皆さんもご存じのように、本当に町も人口が減ってきて、本当に寂しくなっているような現実でございます。そこでですね、せっかく交流センター、これが中心部に出来ております。これを活かすようなですね、まちづくりを本当にしていかなくは何にも私はならないと思っております。特に今まで湧水トンネル公園の方から道路工事が行われています。特に舗装も赤く塗ってですね、湧水トンネルから観光客を誘致するというような話がございまして、私たちが賛成をして工事に至ったわけでございますが、その中において、何も実動がされなくて、動もないし、恐らく今、何万人かの観光客が来られていますが、あの道路をですね、通られて観光客が中心部に入って来られた方が何人おられるか、私は疑問になってくるわけでございまして、そういう調査も町としては行われているのか、ちょっとご質問いたします。

○議長（田上更生君） すみません。お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続きまして、会議を開かせていただきます。

6番 森田勝君

○6番(森田 勝君) 6番 森田でございます。自席から失礼いたします。

先ほど町長の答弁の中におきまして、この観光立町のページを作るには、70ページから100ページの文章がいるというような話でございました。自分の考えは、今後、課長また町民の皆さんといろいろな考えを今後出すというような話でございました。私も大に期待していることでございます。

しかし、私が一番関心に思うのは、せっかくですね、町の中心部に交流センターが出来ておりまして、この交流センターを活かされるような町の対応がなっておらないのではないかと考えているわけでございまして、現在、湧水トンネル公園の方から舗装が出来ております。あの舗装も、皆さんもご存じのように、赤い舗装で、せっかく観光客が入って来るといようなことで造ってありますが、あの道路をですね、観光客の方が何人通ってこられるか、私は疑問に思うわけでございまして、せっかく造った道路をですね、また観光客が全然町の中に入って来ないということが、私は本当に残念でなりません。そういう方向については、課長の方、いろいろな答えがあるのか、私も聞きたいと思えます。

○議長(田上更生君) 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長(橋本和則君) ただいまご質問のありました6番議員さんのお答えをしたいと思います。

確か、平成17年度からですね、街中におきまして整備をいたしておりますカラー舗装歩道とかですね、そういった方面を整備をいたしまして、湧水トンネルから街中のアクセスということで、駅からトンネルのアクセスということでですね、整備をしたところでありますが、今、議員さんがおっしゃられましたように、どれぐらい来ているか、どれだけ効果が上がっているかと言われるとですね、総体的な入込み数は把握しておりますが、湧水トンネルからの流れといった細かな把握はまだできてない状況です。今後はですね、いかに交流センターを利用して、湧水館、駅からの誘客を図るかということですけど、私一個人の考えではありますが、観光交流センターを利用してですね、農産物の朝市とか、以前話もあってたとお聞きしましたが、トラック市みたいなのもですね、定期的にやって、これを固定化してですね、観光客が高森にこの時期に行けば新鮮な野菜があるとか、そういったのも利用しながらですね、街中の活性化を図っていくならば、駅、湧水トンネルとのリンクをして、入込み客に満足いただけるような行事ができるんじゃないかと思えます。

それと、今、街中の方では、春先に新酒とふるさとの味まつり、秋には秋の味まつり

つりというふうにやっております。それと、今、うろんころんと新幹線の開業に合わせて事業が行われておりますが、案内人等もですね、巻き込んでからですね、街中あたりの散策等も今後計画していくならばですね、入込み客の有効な案内ができるんじゃないかと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長の方からカラー舗装、湧水トンネルからの細かな入込客数の把握はできていないというようなことでございます。交流センターでいろんな企画、野菜の販売、それから軽トラックの、まあこれは恐らく菊池か何かであっているのを取り入れられたんじゃないかと思っておりますが、そういう販売を今後気をつけている感じでございますが、特にですね、私は今言ったのは、ほんの一部でございます、課長、駅ですね、周辺、ここは前、新酒まつりが確かにあったところでございます。私はいつも、列車には乗りませんが、あそこの近辺に行きますと、観光客がですね、うろろうされているわけでございます、町内の中にですね、何一つ看板もないし、入ってくる手順もないわけですね。これで観光客が誘致できるのか、いつも疑問に思っているわけですので、そういう取組みは、今後、町としてどういうふうな考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 駅前が以前イベントがあったのが、今はないという事で、ちょっと寂しくはないかということですけど、案内に関しましては、昨年度まで看板の設置をですね、行っております。もうほぼ看板の方はですね、終了いたしておりますが、今後は先ほど町長の方から話がありましたように、高森町観光立町推進基本条例というのを制定をいたしまして、これに基づきまして、さらに基本計画の資料編とですね、基本編を制定をいたしまして、これが先ほどから言われる100ページ近くになるといいますが、観光だけでなくですね、すべての計画がこれに入ってきます。道路網からですね、ごみ問題とですね、環境問題、すべてを含めたのが、この観光立町計画になると思います。これも行政が最初は音頭をとりますが、行政からの押しつけとかですね、行政主導だけではなくて、民間団体の方、観光団体の方の協力を得ながらですね、また今日、本日6番議員さんが言われましたようなことをですね、そういったことをこの計画の中に盛り込んでいってですね、今後街中からですね、駅から街中、湧水トンネルにかけての基本となる計画を立ててですね、それをもとに観光施策を今後は進めていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長の方から答弁がございました。看板はだいたい出来ているというようなことでございます。これはですね、行政だけのこれは問題じゃ、私もないと思っております。やっぱり町民、それから議員も一緒になって、やはりどういうふうにしたら、観光客が入って来るのかということ、やっぱり考えなくてはならないと思っております。

そこで、私は一つ提案をしたいと思いますが、確か22年度の3月かどっちかだったと思いますが、デザインセンターに民芸品を依頼しているというような、確かあれば500万円かけてお願いしておるといような話を聞いておりますが、民芸品においては、今後、今どのようなふうになっているのか、それからまたデザインセンターにおいてはどのようなデザインをされているのかをちょっと質問いたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまお話のありましたデザインセンターにお願いしているというのは、多分ブランディング計画だと思います。こちら方もですね、22年度に事業は完了いたしておまして、商工女性部のふ菜焼とかですね、ロゴマークとか、ブランディングは事業が終わって出来ております。その詳しい内容は、ちょっと手元にありませんので、後ほどお答えしたいと思います、事業の方は昨年度で終了して、立派なマークと品物ができております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 商工女性部のふ菜焼、それからロゴマークも出来ておるといようなことでございます。私はですね、あそこにですね、駅の周辺にせっかく芝生もありまして、今、定年退職をされた方がたくさん町の中にもおられます。この中にですね、手の器用な人、それから民芸品など、ペンション方面に行きますと、いろんな民芸品を作っておられる方がおられるわけでございますが、こういうですね、展示をされるか、またあその空き場所にですね、まあこれは大まかに家を造ってということではありませんが、テントでも立ててですね、そういう人を募って、観光客が来られたとき、そういう民芸品などの手作りの催しなどをされるような企画はないのか、これもお聞きします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいま6番議員のご提案のありました、駅前でテントでも張って、民芸品等の出来た物を販売されてはどうかということですけど、これをやるにしてもですね、まず組織づくりから作る人、こちらの方のテントを張

ってですね、世話する方の体制等を今後計画、先ほど申しました計画にも参考として盛り込ませていただきたいと思います。急にできるということはお約束はできませんが、今後はですね、そういった方面も幅広く計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今後計画をされるということでございますので、まあ私もすぐには申しません。せっかくですね、定年退職されて、まだまだ今から自分も町のためにやっといこうというような考えの方がおられるので、そういう方をですね、どんどん私は使ってもらいたいと思っております。

また、湧水トンネル方面についてはですね、せっかく道路も幅広く出来ております。あの地帯にですね、私は風鎮祭の作り物を50メートル感覚でも何でもよかと思いますが、そういうような物を置いてですね、町の中に順々に入ってくるようなこういう、私は企画も今後はもってもらったらと私は思っております。寂れた町になっては、私も大変困るわけございまして、そういう方面を私はよろしくお願いいたします。

今の質問はこれで終わります、町の自然環境を活かした観光づくりということで、私は質問しておりますが、町にはですね、休暇村を中心に、野草園、ビジターセンター、キャンプ場、らくだ山、月廻り公園、阿蘇五岳、今日は雨で根子岳の方が全然見えませんが、いつも私はここからたまにちらちら見るわけでございますが、本当に素晴らしい山だなあと関心しておるわけでございますが、私もですね、この選挙中にこの自然を活かした観光、農業、またまちづくりを訴えてきました。特に町長も初日の次の日の新聞に養鶏場を反対するというような話も載っていましたが、私もこの自然の中にですね、煤煙、それから公害、水を汚すような工場は出来てほしくないと思っております。これはですね、私たちが子や孫に絶対残していかなくてはならない自然の財産ではないかと思っております。そこで、この自然を活かした観光づくりについて、町長、どういうふうな認識をもっておられるのかお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご提案等々、アドバイス等々には、しっかり耳を傾けていかなければいけないと思っております。

まず、2つ目の質問の前にですね、先ほど担当課の課長から説明がございました。その中で不足分がございますので、あえて私が最初に答弁した中でも、ちょっと不

足の分がございました。まず1つは、今後のその観光立町条例なんですけど、これはあくまでも私、執行部側からの提案であって、しっかり今までも議会でちゃんとそれは話し合われて認められてこられたと、これはまた議会でのしっかりした話合いをしていただき、いろんな形のアドバイスをいただきながら、最終的にはお認めになっていただきたい、また一緒に取り組んでいきたいという思いが、私はあるということ、ここでちゃんとやっとかなければいけないと思います。

それと、2点目のいろいろ民芸品等々に、民芸品や駅前のこと、あと風鎮祭のことに関しましては、担当課長が申し上げたとおり、今後それを反映させていきたいということであります。

3つ目の交流センターの入込み等々、活用に関しましては、確かに費用対効果、どの程度あるのかということに関しましては、数値が出てないということを担当課長が申し上げました。しっかりこれについても私の方から指示を出して、議会の方から質問があった場合には答えられるような費用対効果をしっかり把握できるように、今後努めてまいりたいというふうに思います。

それと、4つ目ですが、平成17年からの5カ年計画でまちづくり交付金事業により、5カ年計画でこれは前藤本町長が先頭に立たれてやられたことでもあります。もちろん、その中で議会の方とお話し合いをされ、しっかりした意見の交換があり、できた事業がたくさんあるということも、今日せっかく傍聴者の方もお見えになられております。藤本町長の時代には、下町昭和2号線の改修工事、また湧水トンネルの公園修理のためですね、横町湧水館改修工事、そして中心街と観光地の誘導のために横町西蓮寺線の整備、または歩行者の方がですね、利便性が上がるためには、上在昭和線の歩道整備事業、この4点はしっかり前町長が行われてこられたことだなど、私自身も認識いたしております。私は、やはり先輩たちが築かれた、執行部と前町長と議会がしっかり話し合われてなされてこと、そしてそのこともしっかり踏まえながら、さらにバージョンアップさせていきたいというふうに考えておるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

それに、今2番目の質問でございました、自然環境、要は水資源等々を利用してどうかということでもあります。私は、政策集でも記載させていただきましたが、まずはこれは時代の移り変わりもあります。現在の状況、現在、一体何が高森町として訴えることができるのか、これをしっかりもう一回把握し直す必要があると、まずはそこからのスタートではないかというふうに思っております。その中には、今の観光客のニーズに合った観光資源もあるのではないかと。そこをしっかりとまた認

識するためには、やはりいろんな人の意見、民間の意見を取り入れて、そして議員の方やほかの方と話し合いながら、再発見に努めなければいけないというふうに思っております。特に本町においてはですね、やはり今までのこの高森町を築いていただいた先輩、各地区にたくさんいらっしゃいます。非常に私から見れば、経験と知恵をお持ちになれているというふうに、私は認識いたしております。是非とも、地区地区のいろんな方のお話に耳を傾け、そして新たな今のニーズに合った観光資源がないのかという再発見をしていきながら、この自然環境の活用方法、観光に向けての活用方法は取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

また、先ほどお話にも出ましたデザインセンター等々の取組みですが、もう完了している事業に関しましては、これは私自身は素晴らしいものではないかなというふうに思っております。しかしながら、デザインセンターも次から次に新しい事業を手がけております。まず現在ですね、九州新幹線が開通しました。そのイベントとして、要は阿蘇ゆるっと博、もう皆さんもご存じだと思います。また、パビリオンですね、では高森町ですね、高森商店街パビリオン等々を含めまして4カ所のパビリオンがございます。このパビリオンには案内する方、コンシェルジェというんですが、コンシェルジェ、案内人がですね、1人ずつ在駐して、しっかり町を訪れた観光客を存分楽しんでもらうために、そういう形づくりをデザインセンターが行って、その形が阿蘇ゆるっと博ということであります。私自身もデザインセンターのいろんな会合に出ました。その中で、非常に計画性が明確で、プロセスがしっかりしている。これは結果が出るのではないかなというふうに思っております。その中でデザインセンターの取組みの中でも、この阿蘇ゆるっと博の中でも、先ほど議員がおっしゃられました自然環境を活かした、現地に見合った文化財、歴史等々を見直して、しっかりそこをアピールしていくということがデザインセンターの趣旨の一貫でもございます。私ももう一度、デザインセンターだけではなく、高森町として見直して、再発見に努めていきたい。そして、先人が残していただいた、この立派な文化・歴史をしっかり築いていって、それをやはりほかから来られた方に認識してもらい、ここが最終的な形の結末ではなかろうかというふうに思っております。

また、先日ちょっとお話が、6番議員の質問とは離れる部分があるとは思いますが、先日、実は個人的に非公式でございます、公式ではございません。非公式で、蒲島現熊本知事とかなり長い時間、非常に時間がタイトな方で、ほとんど各首長と議員さんと話せるのも本当2、3分しかないような、毎日、知事は熊本県民のため



に働きになられているわけですが、その中で非常に長い時間、時間をいただいて、個人的に非公式でお話をさせていただきました。その中で私がびっくりしたのが何点かありました。1点目は、これは本当はあってはならないことかもしれませんが、私以上に本当に高森町のことを非常にご存じだったと。これはもう本当びっくりいたしました。特に、例えば今の経済状況やいろんなことに関しましては、お話があった部分がたくさんございます。しかしながら、この私たち高森町7,000人の町民が喜ばなければいけないなあと考えたことの1点目といたしましては、知事自身が非常に高森町の文化や歴史や今の現場について詳しくあったということが、これが1点目でございます。2点目が、熊本県としてはどうこうできるというお話はいただけませんでした。やはり町長と、私に語りかけるように、熊本県の鎌倉を目指しなさいと、鎌倉市でございます、を目指しなさいと、短い言葉でしたが、そういう有難いお言葉をいただきました。要は、鎌倉というのは、議会議員の皆さんは当然ご存じだと思います。日本の中でも有数の環境を守っている自治体でございます。看板が一つもない、例えばですね、看板が一つもない、無駄な看板を置かない、あくまでも観光のお客さんに来ていただいた中で、日々おもてなしをできるという形づくりが自治体で非常にできている自治体であります。非公式の言葉ではございますが、私は非常に感銘を受けました。それは、「草村君、熊本県の鎌倉を目指しなさい。」ということは、いかに高森町が先ほど6番議員のアドバイスの中にもありましたように、環境がよく、資源があるんだということ、あなたはトップとして認識をしなければいけないという、私に対してのアドバイスの一つでもないかというふうに、私自身は思いました。今日は、傍聴者の町民の方が多数お見えになられておりますので、あえて非公式の話でございますが、こういう有難いお言葉をいただいた、知事から。そして、知事が高森町を非常に詳しく知っておられる、このことも是非とも住民の方に知っていただいて、それを励みにしながら、政策にどうのこうのではございません。それを励みにしながら、やはり取り組んでいかなければいけない。その中に先ほど6番議員がおっしゃった、やはり自然環境をどう使うのかと、ここに関しましても、もちろんしっかり話し合いをしながら、形づくりをやっていかなければいけない。そして、議会の皆さんからもアドバイスをいただきながら一緒になってやっていかなければいけないという思いがございます。少々話が長くなりましたが、非公式な蒲島知事とのお話もあえて説明させていただきました。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長の詳細な説明、特に阿蘇ゆるっと博、町のパビリオン、デザインセンターは計画的プロセスとしてしっかりやっているというような答えが  
出まして、私も一安心かなと思っております。

今の質問は、また終わりました、最後に、私は高森各地区の遺跡、また文化を取り入れた観光づくりについて質問いたします。当高森、色見、草部、野尻地区に、遺跡または文化の観光地もたくさんあるわけでございます。特に、現在、町の幅津留地区においては、弥生時代、またその下には縄文時代が掘り出されているような話を聞いております。佐賀県の吉野ヶ里遺跡にも匹敵するような遺跡ではないかというような話もあっておりますが、このほかにも阿蘇神社、村山祖母神社、含蔵寺、西蓮寺、また草部地区においては、日本三大の下り宮の吉見神社、野尻において、多々野公園、川上神社、うそぐいの滝、いろんなものが点在しておるわけですが、このような史跡、または文化を、今後どのような格好で観光づくりに活かされていくのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員からの3つ目の質問であります、遺跡を取り入れた、要は観光づくりはどう考えるかということだと思います。先ほどより私が述べております、これは文化・歴史の再発見・再認識につながると思います。例えていのであれば、今質問の中にございました津留遺跡に関しましても、昔、ここ数年間で非常にクローズアップされてきた、しっかり外に向かってクローズアップされてきたのはこの数年間ではなからうかというふうに思っております。これは遺跡といたしましても、私自身も非常に関心があったわけですが、先ほど6番議員の質問の中にもありました、非常に立派なものが歴史があると。また、北九州等々とも関連があるのではないかというふうに私自身は思っておりますが、その中で、その津留遺跡等々、また先ほど名前がたくさん出てきました。今ある高森の文化でございますが、これをしっかりもう一回再認識して、先ほど言うように、今の時代に合った訴え方、今のニーズに合った訴え方に取り組まなければいけないというふうに思っております。例えば、先日、私が今回の議会でですね、今回の補正予算で提案いたしておりますホームページ観光動画委託料です。今、提案させていただいて、議会にしっかり審議をしていただいておりますが、これはやはり本来は観光色となるところですね。点を線で結んで、その旅の中身、この移動手段を、要は海外の方にもわかるように、日本語を含めまして、4カ国語で表示すると、表すということでもあります。その中にもしっかりこの高森町がもってる、ほかのとこ

ろに訴えなければいけない、今の時代に合った訴え方をやらなければいけない。これは文化・歴史を訴えるのも一つの手段ではないかなと思っております。特に現在、アジアからのお客さんは、震災等々で落ち込みはありますが、これは日本の経済もそんな経済界も捨てたものではございません。しっかりもう一回アジアからの入り込みをしっかりさせるような取組みも、これは経済界もやっていくというふうに私は信じております。その中で、やはり海外から来られた方、特にこの九州が多い、アジアからの観光客の皆さんにも是非とも高森町の文化・歴史をわかっていただきたい、認識していただきたい、そのための一つの例として、今回提案させていただいているホームページの観光動画委託料を上げさせていただきました。その中でやはり高森町がもつこの文化・歴史を外国人の方にも認識していただきたいという形づくりの一つであります。要は、私は情報発信をしっかりしなければいけない、しかし情報発信というのは、その時代に合ったニーズをしっかり認識した上で発信しなければ、なかなか後戻りはできません。間違いは伝えられません。正しくアピールするところをアピールできません。ということで、今、6番議員の質問に簡潔にお答えするためには、もう一度再認識・再確認して、情報発信に努めるということでございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長の方から答弁がありました。この遺跡または文化を、私は自分なりに、町長の方から、なら議員、この史跡、いろいろ自分で歩いてみたのかと聞かれると、私もまだ行ったところありませんというような話をしなくてはなりません。こういう町の中に本当に立派な、今言いましたように、遺跡、それから、文化がたくさんあります。これを取り入れて、本当に私はまちづくりのために私たちも一緒に、また議員も一緒に、町民も一緒にですね、取り組んでいかななくてはならないと思っておりますが、本当に今、情報発信を考え方で町長の方がやるというようなことでございます。

ちょっと課長の方にお聞きしたいと思いますが、今、町長の方からですね、動画など、アジア関係、大変観光客が多いというようなことございますが、この遺跡、また観光地においてですね、案内人、それからそういううろこん、そういうふうな取り入れた各地域で執り行われているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 今お尋ねの各地区での案内ということですけど、本

町ではですね、平成17年度から20年度にかけて、観光案内人講座を実施いたしております。観光案内人の育成に努めまして、現在ですね、51名の方が合格されまして、町の方で認定証を交付いたしております。この観光案内人というのは、各地区にいらっしゃいますので、先ほど町長の方から話がありました、パビリオンの話があったと思いますが、外輪山パビリオンというのもありまして、外側ですね、草部とか野尻地区あたりの散策される方は、そちらの案内人が対応して、商店街パビリオンならば交流センターを中心ですね、そちらから案内の方が来られた観光客の方に案内をしてさるくというような形で、この案内の方は文化遺跡あたりでもですね、熟知されておりますので、申込みをされればですね、観光客のニーズに合った案内ができるものと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長の方、それから課長の方から答弁がございました。私もこの観光づくりについては、一緒に取り組んでいこうと思っております。まだまだ課題もたくさんあります。本当にこの自然を活かしたまちづくりを、行政、それから町、町民一体となって取り組んでいこうと私は思っております。何分、この自然、絶対に子、孫、ずっと残していかななくてはならないと思っております。そういう点につきましては、町長におかれましては、よろしく願いしておきます。以上で終わります。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 3番 興梶です。

まず、町長のご就任おめでとうございます。私もですね、新人議員としてこの4年間、精一杯議会人として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大変恐縮ですけれども、新人議員ということですので、町長の政治理念について少しお聞かせをいただきたいと思っております。それと、高森町民、また隣接する町村が一番関心のある食鳥処理場の問題をお伺いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

まずですね、政治理念といいますか、町長のお考えについて、二元代表制のあり方について、町長のお考えをお伺いいたします。最近ですね、新聞、テレビ等で話題になっておりますけれども、全国的に知名度の高い市長さん、町長によります首長さんの市町村においてですね、議会の無用論、議会の不要論とかいった論調が出

ております。この高森町におきましても、今回の選挙期間中におきましてですね、いろいろな方から議会に対する不信感を強く私は聞かされました。議会においては、今後はですね、町民から信頼を回復するために、議会の本来の機能を十分発揮する、議会を運営する議員一人一人がですね、政策実現において議会が根幹をなしていることを再認識し、機能と役割を発揮する資質を養わなければならない、かように思われます。そうすることによって、首長さんと議会とがですね、お互いの活動をチェックし合い、より良い高森町が築き上げられるものと思います。町長はですね、今回の町長選において、現在の高森町に対して感じることの中に、二元代表制の欠落、議会の権威はほとんどなし、議会不要論が出そうな実情だと、痛烈に訴えられております。また、高森町の発展、再生のために、市町村と議会が併存するために二元代表制及び議会のあり方についてですね、町長のお考えをお聞かせいただくとしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、3番議員から、私の就任の激励のお言葉、ありがとうございます。

今、ご質問の中で、まず二元代表制のあり方ということでした。まず、これをお答えする前に、一住民だったときの二元代表制のあり方での表現と、実際、町長に就任、付託を得まして、就任いたしました後でのこの2点に若干分けさせて答えさせていただきますと思います。

まず、私が選挙中、先ほど3番議員の今回初出馬、初当選ということで、非常におめでたい話だと思います。その中で3番議員ご自身も私もいろんなところでそういう声を多々いろんなところで聞いたというお言葉もございましたが、私自身もそれは選挙中聞いたわけでございます。その前に私自身が各地で行いましたミニ集会を含めまして、まず広告、フリーペーパーの方でお配りいたしました中に、そのように申し上げております。それはすなわちここに原本を持ってきております。これは講演会資料と書いてありますが、要は道路の問題に例えて、私はその選挙期間中、住民の一員として例えさせていただきます。住民側の必要な道路が総合計画等で定められ、議会で決定されていると。そのほかの工事についても、予算を通して議会の承認がなければできないと。市町村長が単独で約束できるものではないということであります。特に議員さんがいる地域に関しましては、その地区の議員さんを中心に民意を聞いて進めることが民主主義であると。それと、これを仮に独断で進めたとなれば、先ほど3番議員がおっしゃった議会議員の不要論等まで大きく飛び

火する恐れがあるというふうに、私は各会場で申し上げました。そのことは私が言いたかったことは、今の流れの話でございます。その中で、私も各地域に出向きまして、そのミニ集会を行っている最中に、1回も要は地区での私たちの話は何もなかったばってん、こがんだったもんなあとか、仮に言えばですね、そういうお話を多々聞いたのは真実でございます。これは私は本来であれば、もちろん各地域に議員さんがいらっしゃらないところもでございます。しかし、ある地区であれば、先ほど言ったように、議員さんを中心に地域の民意をまとめて、それを進めることが民主主義であり、またこれは議員さんの立場ということを考えていたしましても、これが当たり前の形ではないかなというふうに私も思ったわけでございます。それで、私はそういう表現をさせていただきました。その中でこういうチラシを作らせていただいたということが、この経緯の流れでございます。

また、二元代表制についてのお尋ねでございますが、これは非常に二元代表制の良いところ、悪いところ、多々議論すれば非常に深みのある議論にはなると思いますが、あえて簡単に申し上げれば、要はお互いがチェック機能があるということにあります。このチェック機能が住民にとって利益になるということでございます。経費的にいえば、まず地方自治体において、その地域に住む住民がですね、首長、高森町では町長です。と議員さん、それぞれを直接の選挙で選ぶシステムだということが基本である。いわゆる立法府を構成する議員と、行政の誤差をそれぞれの住民の直接選挙で選ぶ制度であるということでありまして。二元代表制というのは、議員の方は条例や予算を審議、決議、決定する権限をもっておるというふうな、私は認識しております。その執行は高森町でいえば町長が責任をもつ、要は立法権と行政権の分離を決定できるということ、これが二元代表制の真髄ではなからうかと、私自身は思っております。要は、お互いを認め合い、尊敬し合えることができれば、少なくとも現行のこの日本の中での、現行制度の中で政治を行うための原点が二元代表制ではないかというふうに思っております。

また、今後のあり方について、議会のあり方、執行部のあり方というふうにお尋ねをされました。私が議会のあり方に関して申し上げることはございませんが、あえて私の立場で執行部の立場のことだけを言わせていただきます。この二元代表制の議論がしっかりなされているほかの熊本県も含めまして、ほかの地域、地方において、よくいわれることは、やはり議会が活性化することに執行部が私たちはすごいアレルギーがあるということはよくほかの自治体でいわれていることでもあります。要は、議会が活性化すればするほど、動けば動くほど、執行部とのこっち側との軋

轢も大きくなると。しかしながら、これがですね、軋轢という表現はおかしいわけです。ちょっと違うかもしれませんが、これこそがこの壁を乗り越えることこそが、私は二元代表制の一番いいところであって、また住民の関心がそれにより高まることによって初めて、その地方自治体、要は高森町では高森町の本当の自治が形づくることができるのではないかというふうに思っております。議会についてのあり方ということに関しましては、先ほど言うように、これはやはり民意で選ばれた議員さんがしっかり議論していただくということではないかというふうに思っております。執行部の私の方としては、まったく強いアレルギーは、執行部の補佐を務める私としては、行政のトップを務める私としては、アレルギーはございません。是非とも、今後しっかり一緒になって取り組んでいきたいというふうに思っております。特に、私は行政の経験があるわけではありません。それと、すなわちもう一つ、客観的な見方をすれば、非常に若い首長で、トップリーダーでございます、町長でございます。まだまだ足りない点も多数ございます。先日、委員会の中でいろんなご指摘、そしてアドバイスを、先輩の議員の皆さんからいただきました。その中でも、私はまた勉強もさせていただきました。是非とも、私自身も自分自身がここはいかがでしょうかと、これはどう思いますかということを活発に先輩の議員の皆さんと、この議会の住民の皆さんの目の前でも活発な議論ができる、そういう形を将来的にはつくらなければ、執行部側としてそれをアレルギーをもつのではなく、私自身がそれはアレルギーではなく、これは議会が活性化することは非常にいいことだという認識のもと、今からやっていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

選挙期間中に聞きましたというのは、高森町の議員数は10名でございます。そのうち1名は議長ということで、残り9名ですね。9名のうち5名が車1台に乗れば、すべての議案が通るのではないかと、そういうような言葉も聞きました。しかしですね、今の町長のお話を聞けばですね、今後の明るい高森町も目指せる、そういう気がいたします。

町長におかれましてはですね、大変勉強もされておりますし、選挙期間中、素晴らしい政策集も出されております。私たち議会としてもですね、今言いました派閥主義ではなく、討論ありきの政治、討論による政治、これを目指していきたい。そして、二元代表制の本質といいますか、それを目指して私はいきたいというような基本もっておりますので、今後よろしく願い申し上げます。

続きましてですね、2番目の食鳥処理場についての問題ですが、今回のですね、町長選の焦点にもなりました食鳥処理場の建設及び肥育施設建設についてお伺いをいたします。まずですね、高森町総合計画の中に平成21年3月、未来に残す緑の財産、自然な大切さ、住む人が豊かな心を育むまちづくり、野の花と風香る里創生物語をテーマにですね、住民、地域、行政が一体となって、まちづくりに取り組む協働を大きな柱とされております。総合計画では、基本構想と基本計画の2本立てで構成がなされており、基本構想では自然環境の保全について、素晴らしい構想が策定されております。自然と環境保全については、世界的な基調であり、特に日本の水についてはですね、世界各国から注目を浴びているのが現状です。この高森町におきましても、先ほどからお話が出ておりますとおりですね、水資源においてはほかに類を見ないものがあります。町長はですね、今回の選挙において、政策集の第1番目に観光立町の実現を上げられ、そしてその中に水資源、自然環境の維持・促進を上げられております。今後の政策としてですね、基本構想と食鳥処理場の建設との兼ね合いをどう考えておられるかをまずお伺いをいたします。また、この総合計画を基軸にしてですね、自主財源の確保、雇用対策、また野尻、草部北部地区の再生のために、起爆剤を目的に企業の進出をですね、前町長及び議会においても積極的に推進をされてきたと思います。特に前町長におかれましては、政治生命をかけて取り組むという回答をいただいているかと思えます。しかし、今回の進出工業のメインであります食鳥処理場は、第1候補でありました野尻、草部地域内の建設は、電気と水の供給において、リスクが高いということで断念され、その後ですね、候補地を高森色見地域内を基本として候補地選定にあたられております。しかし、未選定のまま、地方統一選挙に突入いたしました。町長はですね、今回の町長選において、ブロイラー肥育施設建設については賛成、それから食鳥処理場建設については反対を訴えられて当選をされました。町長就任後2カ月が経ちますが、食鳥処理場の建設についてですね、所信演説において、建設は快く受け入れることではないかというような表現でされたかと思えます。再度ですね、ブロイラー肥育施設建設及び食鳥最終処理場の建設についてですね、今後の方針、お考えについてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問、3番目の一般質問にお答えいたします。

まず、基本構想である緑を大切に、自然を大切にという、この観点からも私が所信表明で申し上げました最高の水資源、そして今ある、これはもう恵みであると思



っております温泉ですね、あと豊かな自然環境の維持、これは私の政策集でも上げさせていただいておりますが、これとの結びつきからも私自身は食鳥最終処理場は受け入れられるものではないという所信表明をいたしました。まったく現時点も変わっておりません。

もう一つ、肥育施設に関しましては、これは賛成だということを選挙中に申し上げましたのは、まずですね、これは法律的な解釈等々も非常に含まれると思います。個人が一民間進出企業に自分の所有権、持ち物を売却及びすることにしましては、これは私がトップリーダーとして認識していただいた後に、私が止めることはできないという意味でございます。

また、もう1点、雇用対策です。この雇用対策に関しましては、前藤本町長も山東部に関しましては、非常に熱を入れておられ、これは当然のことでございます。その中で、私も今後はやはり今まで行ってこられた施策を、先ほども申し上げますように、もう一回認識して、良いところをさらにバージョンアップしていければというふうに思っております。

自主財源の確保につきましては、先日、一つの例といたしましては、就任後、株式会社東洋ファームというところと、大麦若葉、大きくいえば漢方薬、自然食品の会社でございますが、非常にこの東洋ファームが今回、農業法人として、会社としてしっかりやっていくんだということを、私自身、非常に評価をいたしまして、すぐに協定を結ばさせていただきました。まだ、今のところ、はっきりした雇用数や形はもちろん出ておりませんが、今後やはり会社といたしましては、どんどん6次産業化をやっていくということで、我が高森町にもいろんな形で効果もあるのではないかというふうに思っております。自主財源にいたしましては、観光立町、環境と農業と観光を結び付けて頑張っていかなければいけない。そのためには、まず基本となる受け皿づくりをやらなければいけない。受け皿というのは、やはり規約、規則が必要である。形づくりのもともとの制度設計が必要であるということで、先ほどより基本条例の制定も言及させていただきましたし、選挙の途中からも、選挙中からも、それを述べさせていただきました。しっかりこのまちづくり、観光立町条例等をベースにいたしまして、自主財源の確保に向かっていきたい。また、今まで行われてきた政策、施策に関しましては、もう一回、そこを再認識し、そこに良いものであればバージョンアップをしていかなければいけない、これは当たり前のことであるという認識であるということを述べさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ブロイラーの肥育施設建設については、個人の建物ということで、町長の方は意見といたしますか、そういうことはできないということですね。それと、食鳥最終処理場建設については、先ほど言いました快く受けることはできないというような解釈でよろしいのでしょうか。わかりました。

次にですね、南阿蘇村からですね、申入れが再三あっているかと思いますが、この件についてお伺いをしたいと思います。国道325号線及び旧道、また俵山線ですね、熊本方面に行きますと、先ほどから出ています黄色い看板がですね、高森町の首根っこを締めるがごとく、何カ所も立っております。これは町長の言われるですね、水資源の維持、保全を考えてのことだと思われませんが、平成22年7月21日に南阿蘇村の担当者が、汚水流入防止に対する事情聴取で来庁されております。また、22年の10月25日には、南阿蘇村の村長、議長が食鳥処理場建設反対の申入書を提出のために来庁されております。この回答はですね、現在も未回答となっておりますけれども、7月からですね、七夕まつりとか、いろんなイベントもですね、今後目白押しにあらうかと思えます。このままですと、高森町のマイナスイメージはもちろんですね、町長のいわれる観光立町には大変悪影響を与えるものではないか、そのような解釈をします。また、先に開かれました観光協会の総会でもですね、難とかこの立て看板を撤去してほしいという、そういう要望が出ております。早急にですね、この看板の撤去依頼、また隣接する町村への今後の方針について説明責任があらうかと思えます。この説明等についてはですね、他町村、その他についてのお考えをお聞かせをお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 3番 興柁議員の質問にお答えいたします。

まず、南阿蘇村からの食鳥処理場の反対に関する質問だと思いますが、その前にですね、企業が本町を起点にブロイラーの生産事業の展開を始めた約2年前から、現在までの企業と町の間関係をまず説明させていただきたいと思えます。

企業はですね、当初、町を通さずにですね、独自で用地交渉を行ってまいりました。そのため、町が関与し始めたわけですけど、あくまで誘致企業でなく、進出企業という線を保ち、協力してまいりました。誘致に関しましては、高森町企業誘致奨励条例が制定されております。この条例によりますと、企業が誘致された場合の奨励金等の恩典のほか、施設用地の斡旋や工事に対する協力、社員募集の協力がうたっております。しかし、進出企業に関する特別な規定はないのが現状です。したがって、企業と町はあくまで進出企業の名のもとに一線を保ちながら、また町は企業と

住民の間に立ってですね、住民側の立場を尊重しながら、企業への協力を行ってきたわけであります。このようなことをですね、御理解をいただいた上でご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、平成23年3月17日付けで、南阿蘇の自然環境を守る村民の会から提出されました申出書の内容についてですけど、これにつきましては地下水の枯渇の恐れ、水質汚濁の恐れ、それと風評による白川水源等村内湧水地のイメージダウン、それと鳥インフルエンザによる健康被害の恐れであります。今回、加工場建設につきましては、議会冒頭で所信表明を述べられた現草村町長の判断に基づき、その旨をですね、南阿蘇村へ通知するとともに、看板についても南阿蘇の自然環境を守る村民の会へ撤去を指導されるようお願いすることにより、南阿蘇村への回答としたいというふうに考えております。

それと、次に、観光立町への弊害はどのように考えるかということでしたけど、加工場の建設につきましては、現草村町長が先ほども言われましたように、所信表明で水、温泉、自然環境を維持するため、快く受け入れられるものではないと言われております。観光による町の経済浮揚とか活性化を考えた場合、加工場の立地イメージは確かに自然に調和するとはいえず、現草村町長が考えられている観光立町への弊害は避けられないものと考えております。

それと、他町村への説明責任についてですけど、建設を進めていた頃、実際、昨年の12月前後ですけど、確かに説明を実施していなかったことについては、担当者として深く反省しているところでありますが、今回、現草村町長から建設を快く受け入れられないとの回答が出た以上、南阿蘇村長宛へその旨を通知することにより、説明責任を全うできるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ただいまの説明の中にですね、南阿蘇村からの申入れの内容につきまして、実際そういうことが心配されるかどうかですね、そこを1点と、一応議会が終わった後に、村長宛に通知するということですが、これは文書ですか、それとも出向かれる、どうですか。それを伺います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 先ほど申しましたように、地下水の枯渇、水質汚濁、それと風評によるイメージダウン、鳥インフルによる健康被害につきましてですけど、まず環境につきましては、大気汚染とか、騒音、震動、悪臭、廃棄物等

が考えられますが、これらの問題につきましては、すべてそれぞれの対策法がありますので、それを遵守することはもちろんのこと、地域住民の生活環境を損なうことがないように指導を行うし、もし建設された後はですね、建設部の監視についても徹底的に行うこととしておりました。また、水質汚濁については、BODというのがあります。生物化学的酸素要求量ですけど、これにつきましては、県の排水基準では120ミリグラム／リットルとなっております。会社としてはですね、これに上乘せ基準として100ミリグラムぐらい減額した20ミリグラム／リットルで考えておられました。県は排水基準の約10分の1をですね、環境基準というふうな設定をしております。それによりますと、常時、妙見橋の下ですので、長陽から菊陽に行く橋の下で測定を年に数回されておりますが、これによりますと、県の排水基準にはBOD、1ミリグラム／リットル以下となっております。先ほど申しましたように、もし工場が建設された場合、20ミリで流すということですけど、それをほかの川の水で希釈してもですね、1という数字は非常に厳しい数字ではないかというふうに考えておりますが、この1という数字につきましては、県においては、環境基準として指導はしていくけど、守れないことによって、それに罰則等は考えられないということでありました。以上がですね、先ほど言いました水質汚濁。それと、地下水の枯渇ですけど、これにつきましては、地下のことですので、どうこうわかるわけではございませんが、企業としては立地が決定したら、詳細な調査を行うことにより、その地下水の枯渇については調査をして、その結果、そこでできないということであれば、ほかの場所に移すというような口頭での回答を得ておりました。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

続きまして、肥育施設についてですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。先ほどの町長のお話でですね、肥育施設については、止めるというような言葉ですけども、現在ですね、将来の農場、肥育施設等の予定数についてですね、お伺いをしたいと思います。現在、将来の農場、肥育施設等の建設予定についてお伺いしたいと思います。当初の計画ではですね、高森町と山都町に建設予定というようなことで聞いておりましたけれども、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） すみません。先ほどの質問で一つ漏れておりまし

たので、追加いたします。

南阿蘇村へは文書で回答を行うのか、口頭かということでしたけど、文書で行うようしております。

今の質問ですけど、現在の農場数ですね、これにつきましては、CS農場、つまり肥育農場ですけど、が大字尾下地区に1カ所、それとPS農場、これは種鶏農場ですけど、大字中地区に1カ所、それと現在建築中のCS農場、肥育農場ですけど、大字尾下地区に1カ所建設予定です。

今後の建設予定につきましては、先ほども申しあげましたように、現草村町長の所信表明によって、企業としては大幅な計画変更を行わざるを得ない状況であると思われまますので、今後の計画については定かではありませんが、今現在ですね、町に提出されている最新の事業計画をもとに報告させていただきます。

まず、CS農場が20カ所、PS農場が6カ所、それと卵を孵す孵卵場が1カ所、それと食品工場、これは本社を含むものですけど、これが1カ所、物流工場、これは農場の洗浄とか消毒を行う施設ですけど、それが1カ所です。先ほど申しましたCS農場、PS農場につきましては、その建設場所は本町と山都町及び阿蘇市波野村で計画されておりました。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今のお話ですけれども、高森町、山都町、波野を合わせた数字ということですかね。具体的に高森、山都町、波野という形で、具体的に数字は出ますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 現在建っている数は、もう今申しましたとおりですけど、今後については、その計画は出ておりませんし、用地交渉の具合とかもありますので、現時点ではわからないという状況です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今回のですね、企業の進出についてはですね、高森町の再生の起爆剤として、まず推進されて、野尻、草部北部を中心に事業展開がなされております。この野尻、草部北部地区はですね、大変高齢化が非常に進んでおりまして、農地の管理、また農道の管理についてはですね、かなりの負担が科せられております。そして、現在、耕作放棄地もですね、かなりの面積を占めておるのが現状です。地元ではですね、このような現状を踏まえまして、農地、農道の管理を含めたです

ね、農場の建設には賛成される方もおられます。しかしですね、先ほどからちょっとお話を聞きますと、山都町、波野については、まだわからないと、未定ということです。多分、山都町、波野には厳しいのではないかというような解釈をしますが、となればですね、この野尻、草部北部地区の山間部にですね、当初計画された以上の建設が今後進むのではないかと、乱開発になりかねないかなと、そういう心配もっております。またですね、食鳥処理場の建設の反対によって、事業全体が中止される、そういう可能性はないのでしょうか。そしてですね、そうなれば、山間部には施設だけが残って大変なことになる、そういう気がいたします。今後のですね、農場について、継続的に継続された場合、町の対応、これについてですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 冒頭、現草村町長が所信表明されておりますが、その所信表明により、企業としてはですね、事業計画を大きく変更せざるを得ない状況になっているものと思われま。確かにですね、現時点において、農場がどうなるか、今後何棟建設されるか、町としてもわからない状態であります。しかしですね、現在、既設の農場及び建設中の農場の3施設についてはですね、継続的に稼働されるものというふうに思っております。現にですね、稼働している農場が3つありますけど、ここは企業としては多額の投資を行っておりますので、これをこの企業がこの負債を抱えたまま撤退するという事は考えられないというふうに思っておりますので、使われない施設だけが残ってしまうようなこともないというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） すみません。先ほど、最初にですね、お尋ねした件で、南阿蘇村への説明ですが、文書で説明ということで先ほど答えられましたけれども、文書説明で実際に看板等の撤去ですね、これが本当にできるのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 一応ですね、南阿蘇村の方には、町長が所信表明で言われたことを踏まえて、文書で出すつもりでおります。看板撤去については、立てられているのが村じゃなくて、南阿蘇の自然環境を守る村民の会というのが立てられております。ですから、村からですね、その村民の会へ撤去を指導されるよう、こちらから要請するような文書を作りたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

続いてですね、当初のですね、食鳥処理場の建設場所についてですけども、平成21年の12月に野尻地区の蔵地台地を食鳥処理場建設計画の第1候補として進めることに決定をされております。その場所をですね、野尻地区蔵地台地に選定された経緯ですね、それをまずお尋ねをしたいと思います。また、21年の7月16日に、企業進出に関する覚書の締結、また平成21年8月7日に、誓約書が提出をされております。この覚書と誓約書の内容等の効力についてですね、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） まず、野尻の蔵地台地に、当初建設計画を持っていたのはなぜかということですけど、前藤本町長の考えとしましては、谷口の街中よりも、やっぱりどうしても野尻地区、草部地区の方が経済的に疲弊しているということで、少しでも経済効果を上げるために、できるならば野尻地区の方にもっていった方がいいんじゃないかということから始まったわけでありまして。最終的にはご存じかと思いますが、電気とか水の問題で断念せざるを得なかったという状況であります。

企業進出に関する覚書の内容については、まず企業が実現すべき事項としまして、企業がプロイラー生産事業に伴う諸施設の建設の実現に努めるということが謳ってあります。また、本社加工場の位置は高森町内に造りますと。それと、その他の施設については、近隣市町村を含めた場所での事業展開を行いますというふうに謳ってあります。また、高森町としての協力事項として、事業が効率的、また円滑に進められるよう協力するというふうになっております。また、そのほか地元関連企業の育成とか、地元出身者の雇用、地元地域社会との融和、自然環境との融和を謳っております。また、誓約書の内容につきましては、加工場、本社の位置を具体的にうたいまして、また新たに企業独自の公害防止基準を設定することを求めております。効力につきましてですけど、町長が代わられ、その政策に変更が生じた場合も、以前取り交わした事柄に変更が生じることはありません。したがって、効力は継続するものと思われまして。しかし、ここで取り交わしている覚書については、企業が立てている事業計画を着実に実行する企業としての役割と、町が協力する事項について謳っているものであり、ましてやこの覚書の最後にですね、最後の条項で、この覚書は企業進出前のものであり、企業進出が決定した後に改めて協定書を締結す

るというふうになっております。加工場建設が厳しくなった現時点においては、この覚書の効力は薄れているものというふうに思っております。また、誓約についてですけど、これは先ほども述べましたとおり、町から加工場進出が確かなものか、再度確認するために依頼したものであり、企業が守るべき事項を一方的に誓約しているだけでありまして、町の責任については特段問題のあるものとは考えておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 覚書の効力についても薄れていると、また誓約書についても問題はないというようなお言葉です。誓約書においてですね、場所限定がされとったのですかね。建設場所についてですね、にも関わらずですね、会社にとってはリスクが大きすぎるということで、断念する旨の文書がですね、3カ月も経たないうちに提出されているということですが、その時点では誓約違反といえますか、そういう観念はなかったのでしょうか。期間が余りにも短いような気がいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 覚書につきましては、21年7月16日付けで締結しております。それと、その後、約1カ月ですけど、誓約書につきましては、21年8月7日付けで誓約書が提出されております。誓約書の中身についてですけど、先ほど申しましたように、加工場の場所を具体的に謳っているということですけど、その場所としましては、大字野尻地内に設置しますということで謳っております。ただ、これから3月の終わりにそこではリスクが大きすぎるという文書が出たわけですけど、その間ですね、町長の方には口頭で、やっぱりここでは難しいということで、この誓約書が出された後に口頭でですね、会社側から言ってきております。それについては、前藤本町長も口頭ですけど、納得されていたわけでありまして。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） はい。ありがとうございました。

食鳥処理場ですね、建設がもしできなかった場合、反対といいますか、快く受け入れることができないというようなことで、そういう形になった場合ですね、この高森町に何かリスク等が考えられますか。あればお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 農場につきましては、町長の方も先ほど答えられ



ましたが、加工場につきましては、快く受け入れられないという回答が出ている以上、今までですね、やっぱり加工場につきまして、設計とか、その他協議諸々も行っております。その点について、リスクはないとはいえないというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） どのようなリスクがあるか具体的に聞きたいんですが、次にしたいと思います。

高森においてはですね、今までに企業進出のためにですね、執行部、職員及びですね、議会においても視察研修など行いまして、高森町と議会がですね、一丸となって推進をしてきた経緯があります。また、企業を誘致するためにですね、職員の貼りつけ等も行いまして、現在まで相当の経費をつぎ込んでおられるかと思えます。それは将来の自主財源の確保、経済効果を見込んでの投資だと思います。しかし、今回の町長の政策、観光立町でですね、一変するわけですけれども、今後の自主財源の確保、また財政改革についてですね、できますなら簡単でいいですけれども、お考えをお聞かせ願えるならと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今後の自主財源の確保と行財政改革についてのお尋ねだと思います。自主財源の確保は、先ほど申し上げました、やはり例えば今回のこの処理場等々でも一番懸念されている、この他町村の方も懸念されている環境のことなんです。やはりこの環境、特に我が町の宝である水資源をしっかりと活かしながら事業展開をしていかなければいけない。しかし、事業展開も単に誰かがやる、誰かの発案でやる等々ではなく、いろんな先ほどより申し上げました基本条例の中で審議会、協議会をしっかりした形の形づくりの審議会、協議会をして、そこで積み上がったものに関して、また議会にも提案して、それでまた議会の意見を聞きながら、そして作り上げていくことこそが、私は自主財源確保の第一歩になるというふうに考えております。行財政改革ということであると思えます。これは私は選挙中より申し上げました。要は、お金の使い方を考えてみたい、変えたい、これは先ほど申し上げましたように、先ほどの6番議員の質問の中でもお答えいたしましたように、その時代その時代のニーズに合った投資方法があると。それを、またこれも私一人で決めるのではなく、住民の皆さんの参加型の形を募り、そして議会の皆さんの意見を取り入れて、そしてそこに投資しなければいけない。何ももう決まってるから、これを必ずやる、やらなければいけないではなく、やはりその時代その時代

に合ったお金の使い方があるというふうに私は思っております。その一つの例といたしまして、これはまだ例ではございますが、政策集の中に、例えば政策を公募型で求める、これは要は民間の一般の経済に精通している団体等々の方の意見を反映するシステムの一つではないかというふうに思っております。要は、補助金を付けるのに、一方的に感覚ではなく、やはり逆に提案書を出していただく、そこにその公募制の形にして、またそれを審査する方の、審査側の人選の選択に関しまして、先ほどから言うように、民間人を経済に精通している方を取り入れるといったような形づくりができれば、これが制度として成り立つのではないかというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 最後にですね、食鳥処理場については、議会もですね、監視を含めたところでの特別委員会を立ち上げ、推進してきたわけですので、早急に議会としてのですね、結論を出すべきだとも思います。また、町長におかれましては、高森町町民、また隣接する町村においてですね、町長の言動に対して、大変注目をしておられると思いますので、早急に高森の住民の声を十分に聞いていただいて、町民、また他町村への説明を特とお願いをしたいと思います。

今日はですね、初めての質問ということで、的を得ない部分が多々あったと思いますけれども、本日、ご丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございました。これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時40分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業観光課長 橋本和則君より発言が求めていますので、発言を許します。産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 先ほど、5番議員さんの方から、温泉館に關します経費の件でお尋ねがあつておりましたので、年度別に申し上げたいと思います。

第1期の18年度、高森町から修繕代として支払つておりますのが187万4,250円、19年度71万4,000円、20年度99万7,500円、21年度620万1,300円、22年度1,139万6,050円、継続事業で本年度も事業をやつておりますが、ただいまやつておりますのが、改修工事として3,200万円、電気風呂の改修といたしまして4,831万円を昨年度からの補助事業できめ細かな観光対策事業ということで、補助事業で工事を行つております。ちなみに、21年度から収支報告を出していただいております関係上、21、22のうちで、20万円以内で温泉館の方で修繕をされた分が、21年度53万9,230円、22年度62万4,750円が温泉館の方で修理をされております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤三治です。

まず、町長さんには、先の統一地方選で見事当選され、町長に就任されましたこと、誠におめでとうございます。私も高森町町議会選挙で町民の皆様から多くのご支援とご支持により、議席を与えていただきました。そして、今回、一般質問の機会を与えていただきましたことに対し、この場をお借りしまして、心からお礼申し上げますとともに、私の政治理念であります「あなたの声をまちづくりへ」を推進するため、機会あるごとに町民の皆様の声を議会で質問として発表していきたいと考えております。

また、先の選挙後開かれました初議会におきましては、執行部席に空席が見られ、少々寂しい思いをしておりましたが、本定例会ではその空席も解消され、それぞれに素晴らしい人材の登用がなされております。立場は違えども、思いは同じでございますので、大いに議論を交わし、町発展に努めていく所存でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の一般質問では、住民の皆様のお身近な問題を中心に、3つのことについて質問させていただきます。

まず、最初の質問でございますが、日々の生活の中において、最も町民の皆様のお関心事となっておりますお亡くなりになられた方々の初盆時お知らせ及び町広報紙への結婚、子どものおめでた情報の掲載についてお尋ねいたします。このことにつきましては、以前、町としても取り組まれていたことではありますが、ここ数年、個

人のプライバシーを守る等の理由により、行われておりません。町の中で多くの方にお聞きいたしますと、なぜできないのか、そういった意見を多く聞きます。それぞれの届け時に掲載への意思確認をされてでも是非実施していただきたいということでございます。私自身、どうしてできないのか考えつきません。あと1カ月もしますと、初盆の時期となりますし、本日傍聴いただいております皆様も関心のあることだと思えます。町長さんは、所信表明でも情報の開示を上げておられます。そこで、今後もこれまでの理由で実施されないのか、まずお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、2番議員 後藤議員からの一般質問でございます。その前に、私の就任への激励のお言葉、大変有難いと思っております。2番議員の政治信条である「あなたの声をまちづくりへ」、これは同じ思いであります。それが、要は最後に言われました、立場は違うが思いは一緒というふうに、私自身は2番議員さんも含めまして、多くの先輩議員の皆さんと一緒に思いは一緒であるというふうに思っております。

まず、1つ目の質問の内容であります、初盆時の亡くなった方の情報のお知らせでございます。就任後、私もまず何からやったかといえば、実はこの初盆時のお知らせについては、個人情報問題等々あるということもわかっておりました。しかしながら、4月30日に就任し、それ以降、かなり早い段階で、これを再開すると、是非ともしっかり考えてくださいということで、今回、広報紙の号外として、現時点では配布する予定、その中でしっかり個人情報等々、ほかの諸問題に関しましても解決していく形づくりをつくってくださいということを担当の課長にお願いしたわけでございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） ただいま町長が申しましたように、まず指示を受けたことが、今の初盆名簿の件でございました。現在、住民福祉課の方でそれぞれのご遺族に対しまして、掲載してよろしいのか、いけないのかという確認をとっております。通常ですと、死亡届の際に新聞等の確認はしますけれども、その時点ではあくまでも届けに来られる方の確認ということで、直接、ご遺族の方の確認をいただいておりますので、改めてご遺族の確認を得て掲載しますと。文章の中にも、あえて許可をいただいた方のみ掲載しておりますというようなお断り書きを出した上で、今年度から再開する予定としております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。

初盆時のお知らせについては、実施されるということでございますので、本日お出での傍聴者の皆さん、及び町民の方々もご安心されていることと思います。

併せて私がお尋ねしたことは、結婚された方、また子どもを生まれた方の掲載も以前はされていたと記憶しております。これについてもお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） これにつきましても、町長から就任早々指示がございました。以前、なぜ掲載をやめたかと申しますと、記事を掲載することによりまして、業者さんが自宅を訪問したり、ダイレクトメールが届いたりということで、かなりの苦情がございました。そういったこともありまして、平成15年の4月から掲載をやめておりましたが、先ほどと同じように、本人のご了解を得る分については、多分可能であろうということを前提に、前向きにこれにつきましては今後協議させていただきたいというふうに考えております。基本的にはそういったことでございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。物事には良し悪しは必ずつきものだと思いますけれども、要望につきましてははですね、できるだけできる方向でですね、調整をお願いしたいと思います。特に本町は高齢化率が高く、一人暮らしや二人暮らしの家庭も多い中、広報紙や必要なお知らせは大切な情報源であるというふうに考えます。また、本町に嫁いできた者や、子どもを生んだ者にとっては、地域で見守っていただきたいという思いもあろうと思っております。そういった意味で、今後も情報開示に努めていただきたいと、切に願ひするものでございます。

2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目は、地上デジタル放送化に伴う諸問題について質問いたします。この事業は、本年7月24日をもって、これまでのアナログ放送から地上デジタル放送化への完全移行をされるものでありますが、その期日があと20日を残すのみとなりました。これまで町としても様々な対応をされてこられたことと思いますが、現時点で完全移行となっているのか、またほかに問題は無いのかについてお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

昨年度までに対処しておりますのが、全35地区、11世帯ございますけど、そのうちの32地区、305世帯は解消されております。ただし、残りの3地区、6世帯につきましては、本人さんたちの意向、若しくはデジタルサポートセンターからの連絡待ちとなっております。ただ、解消された地区のうち、22地区、103世帯につきましては、衛星放送によりまして受信が今されている状況でございます。この衛星放送につきましては、東京キー局の放送しか入りませんので、例えばTBSをつければ、TBSは見れるけれどもRKKは見れない、地方局は見れないといった状況が今のところ現実でございます。ただ、これも5年間の暫定措置ということで、5年間のうちにはこれを解消しなくちゃなんということ、今後こういった問題に町としては対処していく必要があるというふうに考えております。それが現状でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまのご説明で、全く見れない地区はないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 7月24日、切り替えました時点で、まだ本人さんたちの意向がはっきりしない、どうされるのか、それは何と申しましても、経費負担の問題等がございますので、本人さんの意思がまだ確認されてない部分、それとあとデジサポと呼んでおりますが、デジタルサポートセンターの方からの連絡を待っている状態ということでございます。ただ、7月24日に完全にアナログ放送が正午に終わりますが、その後は4人のデジタルサポートセンターからの職員の方が3日間、高森町に詰めて、いろんなご相談をお受けするというような形になっております。また、それを受けてからの今後の町の方針をしっかりと出す必要があるというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 重ねてお聞きします。見れないところはないというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今申し上げましたように、現在見えておりますけれども、7月24日正午に見えなくなる場所はあるのではないかと私は感じております。と申しますのが、デジタルチューナーをまだお買いになっていないところですか、

そういった方はまだいらっしゃる、特に高齢者の方ですね。ですから、そういった部分はあると思います。だから、そういった部分のもう少し広報活動もですね、デジサポセンターとやっていく必要もあるのかなと。チューナーを付ければ映るけど、チューナーのまだ存在を高齢のため、わかっていらっしゃらない方とか、そういうのは考えられると思います。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） いずれにしましても、7月24日以降、テレビを見れないというところがないようにですね、対応をお願いしたいと思います。

併せて、お尋ねいたしますが、5年間、衛星放送で受信はできるということですが、一番肝心の地元放送が見れないということは、やはり視聴者にとりましては、非常に苦痛ではないかというふうに考えます。そういったところへの対応策をどのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今、議員おっしゃいましたように、衛星放送で対応する分は、これは期間は5年間ともう限定されております。その間に共聴施設あるいは高性能アンテナに切り替える必要がございます。ただ、受信世帯数によっては、個人の方の負担がかなり大きくなる部分もございます。ちなみに申し上げますと、色見地区で今回130世帯余りを整備しましたけれども、そのときは補助金等を入れてまして、1世帯当たり7,000円程度で済んでいると。また一方では、これはNHKの共聴施設ですけれども、光ファイバーにすべて変えてしまったがために、世帯当たり5万円のコスト負担があっているというところもございます。今、未解消の地区3地区、これは現段階の試算ですけれども、一番多いところでは1世帯当たり40万円近くになりはせんかというような試算も出ておりますので、何らかの方法、一番安上がりの方をとることが大事ですけれども、これにつきましては、財政的な面、その他政策的なものが出てまいりますので、これは町長の方から、この件に関してはお話をいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、総務課長の方から質問に対するお答えをさせていただきました。その中で、やはり執行者である私、町長といたしましては、やはり2番議員がおっしゃるように、まず公平・公正でなければいけない、そして非常にその中でも、現状例えば見れても、その中で先ほど2番議員がご指摘ありました、地元の放送が見れないことはということも私も思いは一緒でございます。そういうことも

含めまして、これはですね、やはり町といたしましても、補助制度の活用をしっかりとここに重点をおいて、個人の負担がなるべく少なく済むように配慮をしていかなければいけないというふうに私自身は考えております。ほかの市町村でも、公費での補助を実施している例もあるというふうにお聞きいたしておりますので、我が高森町も先ほど言いました、しっかりと補助制度の活用を含め、個人の負担が少なくなるように配慮していかなければいけないということです。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今、ご答弁があったようにですね、やはり町に住む一人としてですね、やはり公正・公平な立場から見てもですね、やはり一人の人もテレビが見れない、そういう状況にならないようにですね、早急に施策を設けていただきたいというふうに思います。先ほども言いましたように、本町は高齢者の一人暮らしや二人暮らしの家庭が非常に多い事情からしてですね、テレビへの依存度も非常に高いことが予想されます。また、日々の暮らしの中で、やはり一番の話し相手といえますか、テレビしかないという状況の地区もあると思いますので、早急に施策をつくっていただきたいなというふうに思います。今回のデジタル化を契機にですね、これまで以上の鮮明な画像を誰もが視聴できるよう、町を上げてその対応に努めていただきたいと切にお願いいたします。

最後の質問をさせていただきます。3つ目は、職員の給与について質問いたします。質問は、厳しいところが多少あるかと思いますが、よろしく対応方、お願いしたいと思います。まずお断りさせていただきますが、これから私が質問することは、それぞれの職員の皆様を中傷するものではございません。その時々町の考え方や今後についてお伺いするものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご存じのように、私は36年間、役場職員として勤めさせていただきました。その間、町民の皆様の日々の暮らしを守るため、懸命に職務にあたっていました。ただ、行財政改革に伴う組織の改廃及び職務分類表を改正したための理由により、当時、私、課長補佐でございましたが、平職員に後任の分限職を受けました。この処分を受け、地方公務員法第49条の2及び49条の3により、不服申立てを行ったことはご承知のことと思います。その後、町との和解を行い、現在に至っているところでございますが、現在の高森町一般職員の給与に関する条例には、職員間の禁固を逸する箇所があると思われま。その箇所は、同条例の摘要欄第2条第2項の条文でございます。条文を読ませていただきます。2項、別表第3、これは級別



職務分類表を指します。この中で、高度の知識、経験を必要とする主査及び保育士の職務並びに高度の知識、経験を必要とする係長の職務及び相当困難な業務を処理する主査の職務の規定は、平成19年6月1日付けで2級以上、下位の級に格付けされた者に限り適用するとなっております。この条文が存在する限り、行政職間の給料の差が生じるだけでなく、他の職種の職員との間で大きな差が生じることとなります。現在、議員である私からどうして下さいとは申し上げられませんが、職員間にそのような差が生じず、すべての職員が職務に専念できるよう、関係者、これは職員組合と受け取ってください、調整をお願いするものであります。

そこで、まず町長さんにお伺いいたします。町長さんは、条例、この中には要綱や規則等も含まれますが、この遵守をされますかどうかをお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員の質問にお答えします。

これは当たり前、私はしますということでございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） これは町長さんの回答の中にも、当たり前ということですが、私からしても当たりの質問のように思われますが、これまでに何度となく遵守されていないことがありますので、あえて質問させていただきました。

そこで、総務課長さんにお伺いいたします。総務課長さんは、当時の総務課長補佐であったと記憶いたしております。本給料条例に当時の総務課長さんの給料格付けが漏れていたということはお存じでしょうか。まず、お尋ねします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） この件に関しましては、不服申立てが出されました後の審理の経過の中で、そのことについては理解できたと思います。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） その後ですね、1年3カ月後の20年6月定例会に、この総務課長さんをはじめ、その他の条例改正がなされております。さらに、その改正内容は平成18年4月1日の遡及適用となっております。今、総務課長さんが答弁されましたように、このことは当時の不服申立て事案の口頭審理の席において、申立者から指摘したことであります。では、この間、1年数カ月、あるいはもっと、その間、長い期間だと思いますが、条例にない給料をどの条文により支給されたのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 給与に関しまして、今、ずっと議員のご質問があつてい  
るわけでございますが、私、給料に関しては精通しておりません。もし、この質問  
の中で間違つたことを発言申し上げますと、これからのいろんな部分に影響してま  
いります。それで、課長補佐がその分についてはかなり精通しておりますので、ま  
ず課長補佐に答弁をさせることをお許しいただきたいとともに、課長補佐が発言し  
た内容につきましては、事務方として私が総務課長としまして責任をとるものであ  
ります。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） それでは、私の方からですね、ご説明をさせていた  
だきたいと思ひます。

確かに、今お話がありましたように、給与条例では改正の時点で旧1級から7級  
の分について、新1級から5級に切り替える別表しかなかった。それで、その時点  
で旧8級であった総務課長を新6級に切り替える根拠がないという指摘というふう  
に思ひます。これにつきましては、平成20年6月議会に、正規の形にするため  
に、改正案を提案いたしまして、原案どおり可決いただいております。ですから、  
条例上は確かに2年余り遡及しておりますけれども、条例上の違反はなかったとい  
うふうに考えております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほど、町長さんのご答弁でも、条例については遵守される  
というお話でございました。条例にないことをして、それが妥当ということは、私  
にはちょっと理解できません。もう一度、ご答弁願ひたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） 今申しましたようにですね、確かに地方公務員法も地  
方自治法も、条例に基づいた給与を支払うよう定めております。ですから、遡及  
ではありますけれども、条例の整備はできていたというふうに考えております。  
以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 条例改正して、遡及した後については、何も問題ないと思  
うんですが、条例改正されるまで、その間は何も条文がないわけです。その間の支払  
いについて、私はお尋ねしているわけです。よろしく願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） これはもう何度も同じことを申すことになりますので、

遡及適用ということで、議会の方でも認めていただいたというふうに解釈をいたしております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 何度やっても同じ回答だと思いますので、もう一つ、質問させていただきます。先ほど申しましたように、級別職務分類表、これは医療職給料表についてお伺いいたします。この医療職給料表の級別職務分類表につきましては、平成22年3月、第1回定例会で医療職の職務分類表につきましては、専門職としての取扱いを必要とすることから、今回新たに整備するとの理由から整備されておりますが、そうではなく、このことも同様であります。当時の不服申立ての事案の口頭審理の席において、申立者が指摘したとおりでございます。すなわち、当時から改正漏れであったのを、あたかも今回初めて上程するように、22年3月の第1回定例会では説明がなされておりますが、以前、この級別職務分類表もあったわけです。先ほどの総務課長の給料に関する条例と同じように、改正時、漏れていたわけですね。先ほどは遡及したからいいというお話でございましたが、では、これは前あった職務分類表が数年間なかった、その間、どういった理由で医療職の給料が支払われたのかお聞きします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） この件につきましても、不服申立の審理の段階でわかった問題ですけれども、今回、当時の議案文並びに議会保存の議案について、改めて確認をいたしました。確かに今のこの例規集には、今のと申しますか、当時の例規集には医療職についての職務分類表が欠落しておりました。欠落しておりましたという表現をいたしますけれども、これはどういうことかと申しますと、この改正案ですね、平成18年3月20日の改正がありましたけれども、この改正案を見ますと、意味合いといたしましては、行政職に係る職務分類表のみの改正の提案でございました。行政職につきましては、8級から6級への改正で、当然、職務分類表の改正が必要でした。ところが、医療職につきましては、5級ですから、改正の必要がありませんでした。ですから、議案といたしましては、この条例の中の別表第3というのは、実は2つございます。（1）行政職に対応する分、（2）医療職に対応する分、議案の中では（1）級別職務分類表（行政職給料表）として改正するようにされておりました。なぜ、こういう形になったかと申しますと、よくよく議案文等を精査しましたところ、この部分についての新旧対照表が付いておりません。ということで、文面だけでいきますと、別表第3を

改正するというので、すべてを改正するように、誤って例規集の改正がなされたということが判明いたしました。ですから、例規集には記載がございませんでしたけれども、この職務分類表までを改正、削除したわけではなかったということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 説明を受けてですね、理解はします。そういうふうに理解しないと、この間、支払われることのできなかつた給料を支払っている事実があるわけですから、理解はしますが、当時ですね、不服申立に関わる口頭審理の席で、今言いましたような2点のことについて指摘をしたわけですね。そのときにですね、当時の総務課長さんも認めておられます。ならば、なぜ、その後すぐに開かれる議会においてですね、条例改正がなされず、あたかもですね、新たに作ったような改正説明で改正がされたのか、ここが非常に不自然でなりません。私が申しているのは、確かにですね、人のすることでありますから、そういった欠落箇所はあろうかと思えます。指摘を受けたなら、次の議会ですぐ訂正なり、改正するのが普通だと思います。特に先ほど、何度も言いますが、町長さんにもお伺いしたとおり、条例を遵守されるということであれば、ない条例についてはですね、すぐに改正をかけるのが当然ではなかろうかと思えますが、それが先ほど言いました総務課長さんの給料については約2年、医療職につきましては、それ以上の間、そのまま放置されていたということが、私は信じられないわけです。そのことに対してですね、町執行部の体制といいますか、それがなぜできなかったかということをお尋ねしているわけです。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） 今回、医療職の職務分類表が直近の改正をされておりますけれども、この部分については内容も前のままではございません。医療職であっても、係長であるとか、そういう職務分類を明記しております。ただ、今、2番議員がおっしゃいますように、条例の整備について、放置されていたかどうかについては、私たちがお答えすることがちょっとできませんけれども、なぜ改正がされなかったかということについては、私たちが答弁することはできませんけれども、内容としてはそういう形で新たに職務分類表が改正されたという内容でございます。以前にもですね、医療職の職務分類表には、存在しながら例規集に載っていないということで、担当者の異動もありまして、詳細が不明のまま、

二重に議案に提案したという事例があったように、私も思っております。ですから、確かに担当者としても十分そういう例規的なことについては、検証しながらやっていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） なかなかこのことについては認めることはできないと思われませんが、以前にもそういうことがあったということであれば、なおかつですね、そういう指摘があった段階で、そういうことはやはり最小限度に収まるように改正をすべきではなかったかと思うわけですが、何度も申し上げますが、私が申し上げたいのは、なぜ早い段階で改正がなされなかったのか。確かにですね、人がする仕事の中では、そういった見落とし、改正漏れ等もあろうかと思いますが、それがわかった以上はですね、法治国家である以上、すぐに法整備をするのが妥当だと私は考えます。特に給料は、誰もが仕事の俸給としていただくものであり、家庭においては日々の生活はもとより、子どもの養育費、さらには将来の生活設計をも左右するものであります。また、聞くところによりますと、昨年度末、これまでにない給料表の職種替えが行われていると聞いております。先ほども申しましたが、関係者との十分な調整が今後必要だと、早急にですね、調整をされて、正規の給料体制にさせていただきたいという思いから、町長さんにお伺いいたしますが、いろいろ今私が申しましたような一連の事柄が現在まで行われてきましたが、やはり今後はそういうことのないようにですね、先ほども申しましたように、給料は誰もがですね、仕事の俸給としていただくものでございますから、安心して仕事ができる体制を築いていただくためにも、関係者の調整をお願いするものでございますが、町長さん、いかがですか。この議会後でも、早急にですね、関係者との調整を行う意思はありますか、お伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えします。

まず、私も法治国家である日本は法整備するのは当然であるということは認識いたしております。その上で、今回、私もいろんな政策を挙げて、この町長という重責ある職務を今担わせていただいております。しかしながら、やはりこの地方公務員の給与制度ということは、非常になかなか私自身がまだ精通していないということもありますので、個人といたしましては、少し勉強する時間をいただきたいということが第1点。それと、第2点は、これが議員の質問に答えるわけになります、

現時点で1つだけいえることがございます。それはいろいろな意味合いで、この職場環境をよくするということは最も大事なことであるということは、私自身認識いたしておりますので、これは当然、組合や職員の皆さんそれぞれと意見をしっかりと交換していくことは大変有意義であって、必要なことだというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 何度も申しますが、職員間に給料の差が生じますと、やはりお互いを蹴落とししたり、蹴落とされたり、そういったそういうことが出てきます。給与は誰も等しくもらうべきものだと、私は考えております。特に給与につきましては、先輩諸氏が長年にわたって現在の給料を確立してきたわけでございます。そういった意味から、むやみにですね、職員間に混乱を招くような給料体系はですね、十分謹んでいただき、またその分そういうことがなくですね、職務に専念できる環境を築いていただきたいと、切にお願いするものでございます。

たくさんの質問をさせていただきましたが、冒頭でも申し上げましたとおり、私の政治理念であります「あなたの声をまちづくりへ」を推進するため、機会あるごとに町民の皆様の声、そして私自身が疑問に感じていることについて、議会でこの質問をしていきたいというふうに考えております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆様、こんにちは。1番 宇藤康博です。

まずもって、草村町長、ご就任おめでとうございます。

ホームページ等もですね、更新をされ、町民の方々も大変ご好評いただいております。これからのまた町政も期待しております。私も初めて出馬をさせていただき、そしてまた、町議の方にですね、当選もさせていただきまして、今この場に立っているのが本当に重圧を感じております。その中で、まず私がこの定例議会において一般質問をすることになりまして、いろいろですね、不安や戸惑い、またわからないこともあります。一生懸命頑張り、また町民の方々ですね、声となるように、今からも頑張っていきたいと思つる次第でございます。

まず、質問でございますが、3番議員の興柵議員さんが、いろいろと食鳥処理場関係のご質問をさせていただきことになりまして、私もちょっと重複することもあるかと思いますが、まず私もそのとき、この問題が起きたときには、まだ一町民で

ございましたので、いろいろとわからないことも多くですね、また町民の方々一人一人の方々も大変わからないことが多い。本当にできるのか、できないのか、皆さん方、不安に感じておられます。そのこともありまして、まず第1番目に、食鳥処理場建設に伴う現在までの経過についての説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員の質問にお答えいたします。

食鳥処理場建設計画につきましては、21年7月16日、企業進出に関する覚書を前藤本町長と会社社長により取り交わしております。その内容につきましては、3番 興侶議員の質問でお答えしておりますので、重複する部分があるかと思しますので、簡潔にお答えいたします。

まず、会社はブロイラー生産事業に伴う諸施設の実現に努める。本社工場の位置につきましては、高森町内に置くものとする。その他の施設につきましては、近隣市町村を含めた場所での事業展開を行う。それと、高森町の協力としまして、地元関連企業の育成、地元出身者の雇用、地元地域社会との融和、自然環境との調和を謳っております。また、同年8月7日に、覚書を再度確認するために会社から誓約書を入れていただいております。誓約書の内容につきましては、加工場、本社の位置を具体的に謳い、また新たに企業独自の公害防止基準を設定することを求めています。これらの誓約書及び覚書をもとに、食鳥処理場を野尻地区、具体的には蔵地台地ですけど、蔵地台地に建設する計画で会社側が調査を進めておりましたが、22年3月26日付けで蔵地台地に食鳥処理場を建設することは、電気供給や水源濁水の問題でリスクが大きすぎるとの文書の提出が町の方にありました。22年3月議会でしたが、養鶏場進出対策特別委員会の設置がなされております。その特別委員会でその調査結果を慎重に検討した結果、最終的には蔵地台地における建設は断念するとの了承を得た次第です。したがって、新たな食鳥処理場の建設場所の検討を行い、候補地としては外輪山谷内の高森町内に建設することで、県と協議を進めておりました。その間、はっきりとした場所は未定で、高森町、及び反対運動が起きている南阿蘇村で説明会を開催する運びとなっておりますが、前藤本町長からの建設場所決定後、説明会を行うよう指示があり、説明会を開催しないまま現在に至っている次第です。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

経過についての説明、ありがとうございました。今日は、住民の方の傍聴もありますので、住民の皆様の前でも説明していただきたいという気持ちでお願いしました。

そこで質問ですが、説明の中にありました南阿蘇村での説明会、さらに議会だよりに、ここに議会だよりがありますが、この中にもですね、7ページになりますが、食鳥処理場建設予定説明会についてという項目がありまして、12月中に高森、色見、上色見地区で食鳥処理場建設予定説明会を開催する。南阿蘇村においても村を通じて説明会を開催するという事も記載されております。また、その後もですね、食鳥処理場についてはその候補地が蔵地台地から高森、色見地区に移ってきたが、決定していない状況で、現在、ピンポイントではなく、エリアを指定し、県関係部署と調整中であると。いろいろ、この議会だよりの方にも載っております。ご質問いたしますが、なぜですね、この住民の説明会を早急に開催しなかったのですか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） はい、お答えします。

先ほど、食鳥処理場建設計画の経過の中で説明いたしましたが、これらの一連の動きにつきましては、主務である私が、課長及び課長補佐とのコンセンサスを取りながら、前藤本町長の指示により、事務を進めてまいりました。場所決定前の説明会についても、会社の概要や環境問題を事前に周知することにより、住民や近隣村への不安を少しでも解消しようという考えによるものでしたが、結果的には前藤本町長の指示により、説明会は行われませんでした。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

今の説明をですね、まとめますと、要は、前藤本町長の指示で開かなかったと言うことで間違いありませんか。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） はい。前藤本町長の指示により、説明会を実施いたしませんでした。間違いありません。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 了解しました。



そこで、先ほどの経過についての質問のお答えの中に、誓約書等の言葉が出てきますが、平成21年7月の企業進出による覚書、平成21年8月の誓約書の2つ以外に、進出企業側と交わした書類は何かありますか。それとも、全部で2つだけということでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

平成21年7月16日に、企業進出に関する覚書を締結しております。同年8月7日に、誓約書を提出していただいております。そのほかの既に稼働している2農場の環境保全協定書を締結しております。これは地域振興局長の立ち会いのもとです。それと、もう一つ、平成23年2月9日に、確認書を高森町の方からユニティファームの方に提出しております。以上4通がユニティファームと高森町において交わした確認書その他になっております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 先ほどの説明では出てこなかった、この環境保全締結書と確認書ですか、その内容を詳細に教えていただけますか。また、議会には提出されているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 先ほど申しあげました環境保全協定書につきましては、既に稼働しておりますCS農場及びPS農場の環境に関する協定を締結しておりますので、直接、加工場、処理場の関係ではございません。ですから、これにつきましては、阿蘇保健所及び地域振興局と協議の上、締結しております。それと、最後に言いました確認書につきましては、平成23年2月9日付けで、前藤本町長からユニティファーム社長宛に次のような確認書を提出しております。高森町は、阿蘇ブロイラー生産事業における計画を受け、食鳥処理場建設の検討を行うにあたり、下記の事項を遵守しますということで、高森町からユニティファームに遵守するような事項となっております。

まず、そのうちの1つですけど、誘致企業の取扱いということで、高森町は開発行為その他の許認可について、許可の目途がついた時点において、誘致企業としての取扱いを行うものとする。2番目として、建設用地です。高森町は、食鳥処理場の建設用地交渉について、土地の所有者の同意、買収等に関し、積極的便宜の協力を行うものとする。3番目、給水ですけど、高森町は食鳥処理場が必要とする給水について、誠意をもって協力するものとする。4番目、排水です。高森町は、食鳥

処理場からの排水について、誠意をもって協力するものとする。なお、排水処理において、貴社と、ですからユニティファームですけど、ユニティファームと白川漁協で締結する協定書の立会人となるものとする。5番目として、合意形成です。高森町は、食鳥処理場建設に関する地区住民の合意形成について、誠意をもって取り組むものとする。そのような確認書をユニティファームの方に提出しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 説明、ありがとうございました。

特に、最終処理場建設に関しましては、住民の不安要素もあると思われまして、さらに詳しく説明を求める機会があるかもしれません。今おっしゃった全部の覚書等をはじめとする資料の提出をお願いしたいと思いますが、ご提出できますか。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 情報公開の請求によりますと、個人情報保護の観点もありますので、相手方のお名前とかは抹消する場合がありますが、正式に請求をいただければ対応したいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） じゃあその点はよろしく願いいたします。

次にですね、雇用対策について町長の方にお尋ねいたします。町長が先日の所信表明の中で、最終処理場は快く受入れられるものではないと言われましたが、仮に最終処理場の建設があった場合は雇用が発生します。この雇用の詳細についてと、仮にその計画がなくなった場合の見解をお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

その前に、冒頭、私への就任の激励のお言葉、大変有難いと思っております。

今、議員のおっしゃったご質問というのは、要は食鳥最終処理場が稼動する運びとなった場合の雇用の具体的なものだということが1点と、2つ目がそれがなくなったときはどうするかということだと思っております。

まず、1つ目のですね、その雇用に関しましてです。ご承知だとは思いますが、まず最初に、この食鳥最終処理場のことは新聞報道上で発表されたのが400数十名ということで、それは事業の縮小・拡大というのは、どこでも民間はございます。それが240名に減りまして、雇用ということを予定していたということでありまして。しかし、私が就任後、会社から私自身がいただいた雇用計画によりますと、高

森町で約40名、南阿蘇村で同じく40名、阿蘇郡市で約70名、その他で90名の合計240名となっております。要は、高森町で約40名と、これは雇用計画がありますが、そういうふうに進出企業側が提示しているということになります。その中で、これは一事業所で約40名の数字、雇用というのは、これは非常に魅力があり、一事業所でじゃあ約40名ほど高森町の方を雇う事業ができるのかと言われてますと、これは非常に厳しい数字ではあると。要は、魅力がある数字でもあるという裏返しでもあります。しかしながら、私自身、先ほど3番議員の一般質問の中でもお答えいたしました。そして、その前の6番議員のご質問の中でお答えもいたしましたと思います。今後、進めるべくいろんな方の意見を集約して、議会議員の方と議会としっかりそれを話し合っ、建設的な話し合いをやりながら行う、この私の政策にある観光立町への取組み、それと同時に基幹産業である農林業関係の事業等々、これで必ずやこの約40名という数字は達成できる数字だというふうに考えております。

また、今、私が質問にお答えいたしました、あくまでも担当課からの説明もあったと思いますが、進出企業であるということをお前提にお答えをしているということをお付け加えさせていただきます。

今、いっぺんに2つともお答えしましたが、なくなった場合のことも、今、後半の方で言ったわけでありませう。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 答弁、ありがとうございました。

私はですね、つい先日まで一般の住民でしたので、個人的には高森町で240名の雇用があると思っておりました。今の説明では、進出企業からの雇用計画では、高森町では40名程度の予定ということで間違いありませんか。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先日、会社の方から、町長が直接もらった資料によりますと、高森町での雇用は40名と、他町村を合わせて240名というような雇用計画になっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） わかりました。

町長が、ほかの事業や農林業関連等々で達成できる数字という言葉が出てきましたが、先日、調印された東洋ファームとの大麦若葉栽培での雇用予定はあるのでし

ようか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

今、ご質問は、先日、先ほど私が3番議員の答弁でも申し上げました、株式会社東洋ファームとの協定です。この中で、現時点で雇用のはっきりした数字等々はお出ておりません。しかしながら、民間のもう現状で実績がある会社でございます。この会社が6次産業化ということをしかり唱えた上での、高森町と大津町への進出でございます。その中で、必ずしや、地元にはこれ何らかの経済効果、これはあると。あるからこそ、協定を結んだと。しかも、私自身が先頭となって、この問題に取り組んだというわけでありまして。失礼しました。親会社が東洋ファームで、実際、大麦若葉を生産する会社は株式会社東洋グリーンファームでございます。訂正させていただきます。ということで、現時点での雇用数というのをはっきりいたしておりません。それがお答えでございますが、必ずしや、経済効果があるというふうに確信をしております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ご説明ありがとうございました。

町長におかれましては、今後も観光事業や農林業関連での雇用の確保に尽力していただきたいと強くお願いいたします。

それと、雇用のことについてでございますが、今後はですね、私も町議としてですね、いろいろ雇用の場も考えていかなければならないと思っております。その中におきまして、私も今、個人のことでございますが、私も農業法人として今経営をやっております。その中におきましても、やはり雇用というものを考えていかなければなりませんし、今後は町ですね、若手の農家、また若手の商工業をされている方々、いろいろ総会等に私も出てですね、今後ともますますこの若い人たちが活躍できるような町政というものを強く望みます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了しました。

傍聴者の皆さんにご挨拶申し上げます。本日は大変足下の悪い中、多くの傍聴者の皆さん、町民の皆さんに、この議会にお出でをいただきまして、本当にありがとうございます。これからも開かれた議会、そして住民と議会、職員、いろいろな情報

を共有できる議会運営を努めていきたいというふうに思っております。これからも防災無線等でいろいろな機会を捉えるごとに、住民の皆さん方にもご案内を申し上げますので、是非時間をつくっていただきまして、足をお運びいただきたいというふうに思っております。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

お疲れさまでございました。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時45分

7月5日（火）

（第3日）

## 平成23年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成23年7月5日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

- 日程第1 農業委員の推薦の件
- 日程第2 同意第5号 高森町監査委員の選任について
- 日程第3 同意第6号 高森町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第5 特別委員長報告について
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 宇 藤 康 博 君 | 2 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 3 番 | 興 梶 壽 一 君 | 4 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 5 番 | 立 山 広 滋 君 | 6 番 | 森 田 勝 君   |
| 7 番 | 田 上 更 生 君 | 8 番 | 甲 斐 正 一 君 |
| 9 番 | 三 森 義 高 君 |     |           |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 10 番 後 藤 英 範 君

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長       | 草 村 大 成 君 | 総 務 課 長  | 村 上 源 喜 君 |
| 住民福祉課長    | 色 見 隆 夫 君 | 税 務 課 長  | 古 澤 建 生 君 |
| 産業観光課長    | 橋 本 和 則 君 | 産業観光課審議員 | 甲 斐 敏 文 君 |
| 建設課長      | 廣 木 富 八 君 | 会 計 課 長  | 杉 田 則 秋 君 |
| 教育委員会事務局長 | 後 藤 正 三 君 | 総務課長補佐   | 佐 藤 武 文 君 |
| 住民福祉課長補佐  | 岩 下 公 治 君 | 住民福祉課長補佐 | 阿 部 恭 二 君 |

税務課長補佐	色見 継治 君	産業観光課長補佐	岩田 秋広 君
建設課長補佐	安方 含 君	高森東保育園長代理	熊谷 優子 君
色見保育園長代理	瀬井 類子 君	総務課総務係長	沼田 勝之 君
総務課財政係長	岩下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄 良一 君	議会事務局庶務係長	松本 満夫 君
--------	---------	-----------	---------



開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、熊本県町村議会議長会会長より、9番 三森義高君へ感謝状が届いておりますので、伝達したいと思います。

[感謝状 授与]

○議長（田上更生君） これから本日の会議を開きます。

なお、10番 後藤英範からは、入院のため、欠席届がっておりますので、報告しておきます。

まず最初に、産業観光課課長より発言の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

昨日、私が申しあげました報告の中で、高森温泉館の23年度修理のうちで、高森町施工分としてきめ細かな観光対策事業として3,200万円と4,831万円と申しあげましたのは、483万1,000円の間違いでありますので、訂正してお詫びを申しあげたいと思います。

○議長（田上更生君） お諮りします。手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 農業委員の推薦の件

○議長（田上更生君） 日程第1、農業委員の推薦の件を議題とします。

6番 森田勝君については、本人に関する件であり、地方自治法第117条の規定によって、除斥となります。

森田勝君の退場を求めます。

[6番 森田勝君 退場]

○議長（田上更生君） お諮りします。

議会推薦の農業委員に森田勝君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、森

田勝君を推薦することに決定しました。

これより、森田勝君の入場を認めます。

[6番 森田勝君 入場]

○議長（田上更生君） 森田勝君に申し伝えます。

農業委員の推薦の件については、推薦することに決定しましたので、その旨、申し伝えます。

-----○-----

## 日程第2 同意第5号 高森町監査委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第2、同意第5号、高森町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第5号の高森町監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

高森町監査委員であった色見弘司氏が、本年6月20日付けで辞職されたため、その後任として有働和幸氏を同委員に選任するものです。

有働氏は、人格高潔であるとともに、本町の財産管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見をもたれる方であり、監査委員として適任者でございます。

監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます、6番 森田です。

私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま選任についての提案のありました有働和幸氏は、提案理由にありましたように、財務管理、行政運営に識見が高いばかりではなく、人望厚く、高森町職員としてご退職後は収入役という大役に就任され、その実力を遺憾なく発揮されたことは、皆さんご承知のとおりでございます。

そのようなことから、この選任同意につきまして、賛成するものであります。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号、高森町監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 同意第6号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第6号の高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

高森町教育委員会委員であった渡辺哲郎氏が本年4月28日付けで辞職されたため、その後任として佐藤増夫氏を同委員に任命するものです。

佐藤氏は、高森町大字津留出身の62歳、人格高潔であるとともに、36年の長きにわたり、熊本県の学校教育及び教育行政に携わってこられ、39歳の若さで熊本県最年少の教頭就任、さらに校長として赴任された産山村では、統合小学校の開校と、産山村の小・中一貫教育体制の確立、さらに文部省の海外研修を長く務められ、その素晴らしい経歴と実績をおもちであり、教育委員として適任者でございます。

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口でございます。

私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ただいま教育委員として任命同意のありました佐藤増夫氏は、昭和49年、馬見原中学校を最初の赴任地として、以来36年間の教職期間を過ごされ、その間、草部南部小学校にも7年間在職をされております。

ただいま町長の提案理由の説明の中にもありましたように、熊本県で最年少の39歳で教頭になられ、その後、産山中学校の校長など、10年間、校長をされておられます。また、教育行政の期間も9年間経験され、県教育の充実・発展・振興に努められました。

このように、教育行政現場での実践経験、また学校現場での教育指導という両面で、択一した手腕を発揮された佐藤氏は、本町教育委員として誠にふさわしいと考えております。

このようなことから、佐藤氏の任命同意に対しまして、賛成するものであります。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第4、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

#### 議案第31号 高森町に副町長を置かない条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第31号、高森町に副町長を置かない条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第31号、高森町に副町長を置かない条例の制定については、6月29日、午前10時50分から、第3、4委員会室において、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、高森町に副町長を置かない条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第32号 高森町長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第32号、高森町長の給与の特例に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第32号、高森町長の給与の特例に関する条例の制定については、6月29日、午前10時50分から、第3、4委員会室において、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに

決定しました。

この条例の制定については、各委員より、いろいろな意見が出され、総務常任委員会としては可とするものの、早急に本来の報酬額を受けられ、高森町の長として仕事を全うされるよう強く望むとの意見であったことを付け加えさせていただきます。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、高森町長の給与の特例に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 議案第33号 高森町暴力団排除条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第33号、高森町暴力団排除条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第33号、高森町暴力団排除条例の制定については、6月29日、午前10時50分から、第3、4委員会室において、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号、高森町暴力団排除条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第34号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第34号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第34号、高森町税条例の一部改正については、6月29日、午前10時から、第3、4委員会室において、税務課より古澤課長、色見課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、高森町税

条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 35 号 平成 23 年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（田上更生君） 議案第 35 号、平成 23 年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5 番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第 35 号、平成 23 年度高森町一般会計補正予算については、6 月 29 日、午前 10 時 50 分から、第 3、4 委員会室において、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2 番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 35 号、平成 23 年度高森町一般会計補正予算については、6 月 30 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室において、教育委員会より後藤事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。

また、同日、午前 10 時 40 分から、さらに 7 月 1 日、午後 3 時から、第 3、4 委員会室において、町長、村上総務課長及び住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます、3 番 興柁です。

建設経済委員会に付託されました議案第 35 号、平成 23 年度高森町一般会計補正予算については、7 月 1 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室において、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。

また、同じく、午前 11 時から、第 3、4 委員会室において、産業観光課より橋本課長、甲斐審議員、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、



慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第36号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第36号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、6月30日、午前10時40分から、第3、4委員会室において、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第37号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第37号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、6月30日、午前10時40分から、第3、4委員会室において、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

-----○-----

**議案第 38 号 平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について**

○議長（田上更生君） 議案第 38 号、平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3 番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第 38 号、平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、7 月 1 日、午前 10 時から、第 3、4 委員会室において、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号、平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 39 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について**

○議長（田上更生君） 議案第 39 号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2 番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第39号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、6月30日、午前10時40分から、さらに7月1日、午後3時から、第3、4委員会室において、町長、村上総務課長、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、特別委員長報告についてを議題といたします。特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、7月4日に開催し、6月議会の広報発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、4月の統一地方選後、初の議会定例会報告となりますので、平成23年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。

今回は、例年より議会開催が遅れたため、編集等の日程が大変厳しくなってお

ります。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、手元に配りましたとおり派遣することに決定します。

-----○-----

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

皆さんにご挨拶申し上げます。

今回、改選後、議会構成、あるいは町長、執行部人事異動と、初めての議会でごございました。提案初日の日に、大変休み時間も取ることなく進行させていただきました。お許しをいただきたいというふうに思います。これは、今回、町民の皆さんが非常にこの議会の開催というものに関心をもたれて、たくさんの傍聴者の皆さん

んがお出でをいただきました。昼食を取りますと、その後の傍聴者も半減するというような考えから、そのまま継続をさせていただきまして、大変皆さん方にもご迷惑をおかけしたかというふうに思います。

昨日の一般質問にも、大変多くの、今までにないような多くの住民の皆さん方、関心をもっていただきまして、傍聴にお出でをいただきました。大変質疑においてもですね、活発な質疑、執行部からも答弁として明快な答弁がなされたというふうに思っております。

このような議会をこれからも継続してですね、今回だけの一過性とならないように、議会運営にも、また執行部とも十分協議を重ねながら、住民の皆さんが自分たちの手で、自分たちの声で、町をつくっていくんだという思いで、是非これからも議会の傍聴なり、また議会の方も住民の皆さん方に一生懸命働きかけをしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

会議を閉じます。

平成23年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成23年第2回定例会

平成23年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生  
編集人 高森町議会事務局長 古庄良一  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111